

令和6年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年3月19日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第18号	飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第19号	飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第20号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第21号	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第22号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第23号	飛騨市特別会計条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第25号	飛騨市精神障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第26号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第27号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第28号	飛騨市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第29号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第30号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第31号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第32号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について

令和6年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年3月19日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第33号	飛騨市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて
第17	議案 第34号	証明書の交付等に係る事務委託の廃止について
第18	議案 第35号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第36号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第20	議案 第37号	飛騨市公民館条例の一部を改正する条例について
第21	議案 第38号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第22	議案 第39号	指定管理者の指定について(飛騨市西忍コミュニティーセンター)
第23	議案 第40号	指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
第24	議案 第41号	指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ・飛騨市古川町森林公園)
第25	議案 第42号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第26	議案 第43号	飛騨市手数料徴収条例及び飛騨市消防法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について
第27	議案 第44号	飛騨市水道事業給水条例及び飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
第28	議案 第45号	令和6年度飛騨市一般会計予算
第29	議案 第46号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第30	議案 第47号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第31	議案 第48号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計予算

令和6年第1回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年3月19日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第32	議案 第49号	令和6年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算		
第33	議案 第50号	令和6年度飛騨市駐車場事業特別会計予算		
第34	議案 第51号	令和6年度飛騨市給食費特別会計予算		
第35	議案 第52号	令和6年度飛騨市水道事業会計予算		
第36	議案 第53号	令和6年度飛騨市下水道事業会計予算		
第37	議案 第54号	令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算		
第38		一般質問		

○出席議員（14名）

1番	佐中	藤田	克利	成昭
2番	小笠	原上	美雅	子廣
3番	水谷	上口	雅敬	信孝
4番	谷上	吹	豊	要二
5番	森井	端	浩史	朗美
6番	澤住	田川	清文	博憲
7番	前野	村山	文勝	恵子
8番	籠高	山原	美勝	美子
9番			恵邦	
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	下	明	宏
教育長	之	畑	康	子
総務部長	沖	尻	孝	之
企画部長	谷	田	雄	郎
市民福祉部長	森	井	弘	史
商工観光部長	藤	上	あ	づ
農林部長	畑	村	久	さ
基盤整備部長	野		英	徳
環境水道部長	森	山	裕	樹
病院事務局長	横	藤	直	和
教育委員会事務局長	佐	村	賢	樹
会計管理者	野	邊	康	一
消防長	渡	田	丈	智
危機管理監	堀	見	友	郎
財政課長	高	畑	浩	康
	上			司

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	嶋	中	み	な
			み	み

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により10番、住田議員、11番、前川議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第18号 飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第37 議案第54号 令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第38 一般質問

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第18号、飛騨市地域公共交通事業に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第37、議案第54号、令和6年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの36案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。36案件の質疑と併せて、これより日程第38、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に7番、森議員。

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

昨日の一般質問の中田議員、非常にすばらしい質問であったと思います。よく調査されて、しかもしっかりと自分の考えを述べるということで本当に勉強になりました。前回のときを市長覚えているかもしれませんが、最初の質問は選挙のことでありました。大変失敗しまして恥をかいだところでしたが、今回もまずその選挙から始めたいと思います。

私は飛騨市長及び飛騨市議会議員選挙の無投票のことについて、まず伺いたいと思います。

今回、市長については今までの実績がしっかりと認められたんだなど、そんなふうに考えているところです。それにおごることなくしっかりとやってもらうということは大事だと思いますけど、市民の皆様の温かいそういうご支援があった、認識があったと思っております。一方、議会議員選挙のほうでございますけれども、前回の議員選挙では県下で初めて1名欠員での無投票当選ということになりましたけれども、私は議会議員選挙の前年の夏頃に公務による交通事故に遭いまして、私が一番重症だったと思うのですが、あばらを折ったりしまして体調を崩しました。悪化しまして12月頃には入院になりまして、ちょっと危ない時期がありました。一応治りまして

1月、2月の選挙をどうしようかということでしたが、やっぱり体調が非常に心配ということで断念をしたところでございます。市民の皆様が大変なご迷惑かけて責任を感じてきたところでございます。それから体質改善に努めて一部体もよくなりまして、やり残したこともありまして今回の出馬となりました。幸い若い議員が出馬されて定員内での無投票当選となったということで、非常に私としては安堵しているというのが実感であります。

定員削減については飛騨市議会では14名がベストということで、議会改革等特別委員会が出されたことなので私は受け入れておりますけれども、人口減少が続く中で議会として定員の是正は近い将来考えていかなければならないと考えております。私は、皆様に約束した子育てや高齢者の支援、空き家や住環境の対策、山林や農地の保全に全力で取り組んでいきたいと思っております。そこで次の点をお伺いします。

まず、市長選挙及び市議会議員選挙につきまして市長の見解を求めます。

2番目は、選挙公営制度の事務手続きの簡素化に向けて。

事前審査において通常40分ほどで済む手続きが平均1時間。中には2時間以上もかかりました。今回の選挙から適用の選挙公営制度の提出書類の増が原因と考えます。初めてで慣れないこともあります。審査時間が長時間になった原因の分析と選挙公営の手続きや選挙公営関係書類作成例など改善されるとよいと考えますが、その見解を求めます。

3番目、ポスター掲示設置場所の見直しをでございます。

ポスターの掲示場は174か所と大変多くありました。選挙公報等の充実、選挙ビラの活用で減少は可能と考えています。設置基準の現状と箇所数の見直しを求めます。

4番目です。立候補届出の受け付け事務の簡素化を。立候補届出の審査処理は午前8時30分に集合した者でまず審査順のくじを行い、それにより書類審査が始まりました。早いところでは午前9時に終了し、最後の候補は午前10時過ぎてもまだできませんでした。受理後でなければ街宣活動をすることができないということで、少し公平性に欠けるのではないかなという気がしました。この受け付け事務の改善、簡素化を求めますが、どのように考えていらっしゃるのか聞かせていただきたいと思えます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

都竹市長。

※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

市長選挙、市議会議員選挙の無投票につきましての市長の見解はどうかというお尋ねでございます。

選挙の無投票の結果というのは終わるといろいろなことを尋ねられるんですが、また様々な見方もあります。しかし、どの選挙においても根拠になるデータ、調査というのはほぼないんですね。出口調査されるケースというのはほとんど選挙の場合ですし、無投票の場合というのは出口調査は当然されませんし、あるいは事前のアンケート等もやらないケースが多いということで、

データがない。したがって、これから申し上げる私の見解も、あくまでも個人としての私見にとどまるということをお願いした上でご答弁申し上げたいと思います。

まず、今回市長選挙も市議会議員選挙も両方無投票ですが、まず市長選挙について申し上げたいと思います。

市長選挙というのは1名の当選枠を目指す選挙であるわけでありまして、選挙に当選しようと思うと当然過半数の票を取らないといけないということになります。飛騨市の場合は過半数の得票というのは投票率80%で考えると約8,000票ということになりますので、最低8,000票を取る体制を組むというのが選挙活動になってくるわけですね。広い市域の中でこれは相当大きな選挙体制を組まなければならないという現実がございます。特に新人の場合、私自身も最初の選挙はそうだったわけでありまして、無名の自分自身を知っていただかないといけないということになります。また、その際にどういうことを考えているのか、つまり政治理念とか市政運営に対する考え方をこの広い市域隅々まで広めていくということが不可欠であるわけです。そうしますと、当然多くの方々のご支援が必要になりますし、浸透していくための準備の期間、これも長くかかるということになります。

そうしますと当然政治活動への支出、それから活動する間の自らの生活費、こうしたものが必要になってまいります。これは大きな自治体でなければ通常は自己負担ですから、そうするとこれは相当大きなものになってくるということになります。

それから選挙自体もポスターとかビラ、選挙カーの一部が今回公営になりましたけれども、それをカバーできるということは当然ありませんので、相当多額の費用がかかるというのが現実でございます。加えて、市長選挙の場合は供託金が100万円という金額ですから、没収を免れるためには最低10%以上の得票が必要だということも必要になります。

そうしますと、例えば現職と選挙をやる場合は市政批判はもちろんある。この市長を変えないといけないという市政批判のレベルと、選挙に係る物心両面のコストです。これを天秤にかけて、どうかという判断がなされるというのが通常の市長選挙の、特に現職と戦う場合の判断だというふうに思われます。そういうふうに考えると、市長選挙、特に現職との市長選挙の無投票というのはどういう判断ができるかと言うと、選挙に要する様々なコスト、負担をかけてまで阻止すべき市政ではない、そのように判断されたいというふうに考えるのが適当ではないかと私は思っています。

したがって、これは当然ながら白紙委任とか全面的信任を意味するものではないと考えておりまして、実際に一定の批判はもちろんあると考えております。今回、実は一時期、飛騨市長選挙に出馬を模索された県外の方がおられまして、無投票を阻止するために昨年の秋以降、今も毎週のように全国各地の首長選挙に出馬されている方がいらっしゃるわけです。もう既に十数回、昨年の9月以降出馬されているんですが、ネットにそうしたデータが載っておりまして、これを見ると告示の当日いきなり来て出馬されたり、直前に出馬表明をされて出馬される、ほぼ選挙運動はされないという状況にもかかわらず、大体10%前後の得票は取られている。中には20%近い得票を取られるケースもあるということでもあります。これは戦後日本の中では起こったことがない、要は壮大な社会実験ではないかと私は捉えておりますけれども、この結果を見ますと逆に言えば一般的にどんな首長でも同程度の批判はあると考えたほうが良いと思っております。飛騨市にお

いても最低でも市民の1割から2割の方々は市政に批判的であるということを前提にする必要があると捉えております。もちろん、その方々全ての思いを満足させることは難しいと承知しておりますけれども、丁寧に市政に取り組んでいくことが必要であると感じまして、気を引き締めているところでございます。これが市長選挙に対する見方であります。

次に、市議会議員選挙に対する見方ではありますが、これは市長選挙とは事情が異なると考えております。市議会議員選挙は飛騨市の場合14人という議席でありますから、投票率80%で単純に割りますと、1人当たりの当選ラインは約1,000票ということになります。市長選挙に比べると、必要となる得票数は少なくなるわけです。

その市議選が2期連続で無投票となった背景には、これはいろいろな見方があります。ただ、その中で私は政治的な無関心が原因ではないかというお声は、結構実際に多く聞きました。ただ、私自身は市民の皆さんとお話している中でも、肌感覚として無関心だとは思っておりません。関心はあると思っています。ただ、その中でむしろこの原因となるのは社会構造の変化ではないか、つまり人口とか産業構造の変化が影響しているのではないかと私は捉えております。

いろいろ振り返っていただくと思い出されることがあると思いますが、かつての町村時代も含めて議会議員選挙に出られる方ってどういう方であったかということを見ますと、大体、自営業の方、それから農業の方、それから60歳の定年前後の方、こうした方々が結構多かったのではないかと見ております。

ただ、それを個別に見てきますと、まず自営業者の方、人口減少に伴って非常に大きく減少をしております。それから農業の方、かつて米と畑だけで食べていけるという時代はもう既に終わりましたから、専業でかなりの力を注がないと経営は難しいというのが実態で余力がなくなってきております。それから定年前後の方、人手不足が年々深刻化して、今はもう70歳を過ぎてても何とか会社で勤めてくださいという時代になって、こうした自由度の高い方々が急激に減少しているというのが飛騨市の今の状況です。

こうした方々の共通点は国民健康保険の加入者の割合が高いというのが私の見方ですが、国民健康保険の加入者数のデータを見てみると、60代の方々の加入率が急激に減少しておりまして、これが今のデータを裏づけている、今の見方を裏づけているのではないかと私は考えております。そうした社会構造の変化が原因となって、議員選挙に出馬する条件の方々が少ないという状況です。これが議会議員選挙の無投票の1つの要因ではないかと私は考えております。

さらに、かつては地域代表議員として送り出すという時代がございました。これは議会に地元から人を出してインフラ整備などの予算をよりつけてもらおう、獲得しようという流れでありましたけれども、自治体はどこも財政的な制約があるということはもう広く理解される中で、地域代表としていわば利益誘導をするという流れは弱ってきている。そうしたモチベーションは社会全体にも下がってきていると見ております。

ではどうしていくんだということになるわけでありまして、飛騨市の場合は、まずは議会の中でよくご議論をいただくべきことであろう、私が何か申し上げる必要はないというふうには考えておりますけれども、ただ、いろいろな市民の方々の声の中には議員定数を減らして議員報酬を上げるべきだという方が結構たくさんいらっしゃいます。私非常によく伺います。これは確かに一理ありますが、私自身が申し上げているのは、議会議員は4年ごとに選挙がありますから、将

来が保障されているということはないわけですね。それから議員になられますと、議員活動にまずお金がかかりますし、交際費、慶弔、あるいは様々な行事に出席する。こうしたものへの会費等が非常に大きな費用がかかります。そうすると、多少の議員報酬のアップでは恐らく決め手にならないと思います。それから議員定数を減らすということは、選挙の際の必要得票数が上がるということですから、その分、選挙や政治活動に関する費用は増加する可能性があるというふうにも考えます。

そうしたことを考えますと、私自身はどう考えているかと言うと、今後議員候補を確保するための対策としては、企業が社員に対して議員としての活動を兼業あるいは副業として認めていく。これが必要ではないかと思っております。社員として仕事をした時間はちゃんと給料を払う。議員報酬と合わせて生活給を保障して、議員を辞めた際にはまた会社に戻ってフルタイムの社員として働けるようにする。そうした自由な、会社と議員活動を行き来するような仕組みをつくることができれば、これは今後持続可能な形で議員を輩出する素地ができるのではないかと考えておりまして、これはまた今後の企業の地域貢献活動にもなると考えているところでございます。

以上、申し上げましたことは、先ほど申し上げたようにあくまでも私個人の私見でございますから、皆さんいろいろなご意見があると思っておりますけれども、全国的に今小さい自治体ほど選挙の無投票が続いているというのは事実でございます、これは飛騨市のみならず地方における選挙の在り方を改めて議論していくという必要に我が国全体が迫られているのではないかと考えている次第でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔選挙管理委員会事務局書記長 谷尻孝之 登壇〕

□選挙管理委員会事務局書記長（谷尻孝之）

私からは市長選挙及び市議会議員選挙の総括についてのうち、2点目から4点目のお尋ねについてお答えいたします。

まず2点目、選挙公営制度の簡素化に関するご質問です。

市においては候補者の選挙運動に係る経費負担をできるだけ軽減することにより、立候補の機会均等を図ることや候補者の政策等を有権者が知る機会を確保するべきという観点から、今回の選挙より選挙公営制度を導入しました。

事前審査においては、選挙公営の書類審査を行う必要があり、1人当たり1時間として日程を組みましたが、選挙公営に係る書類等に不備が散見され、予定時間を超える候補者がありました。中には届け出書類に記入をされておらず、事前審査の場で書類作成をされる候補者もありました。

選挙管理委員会としては、県や県内市町の手引きを参考に飛騨市版の記入例等を作成し資料配布したところであり、記入例をご確認いただければ十分に届け出書類は作成いただけるものと認識しておりましたが、審査時間を大幅に超える候補者があったことから、今後は他市町村の事務手続きをいま一度研究した上で、届け出書類に関する説明書類をより詳細化、具体化することや、1人当たりの審査時間の見直しを検討してまいります。

次に、3点目のポスター掲示場についてです。

ポスター掲示場の設置箇所については、公職選挙法及び同法施行令に基づき投票区ごとの選挙人名簿登録者数や投票区の面積に応じて定められた掲示場の数を原則として設置しております。これまでも地域の声を伺いながら、減少あるいは移設させており、今後も区長会等を通じてポスター掲示場の設置箇所を周知した上で地域からのご意見を伺い、必要に応じて設置箇所の見直しを行っていきたいと考えております。

次に、4点目の立候補届出事務の簡素化についてお答えいたします。公職選挙法においては、選挙運動は立候補の届け出を終えた後でなければすることができないという規定がございます。そのため、立候補受け付けにおいては立候補の届け出順位を決めるくじで公平公正に決定した順に、形式的に受け付け書類の審査を行っておりますが、基本的には事前審査済みの候補者の書類確認となることから、できるだけ速やかに審査が完了するよう事前にリハーサルなどを入念に行った上で立候補受付に対応しております。

なお、立候補受付においては通称認定申請の証明書発行や選挙公営に係る確認書や七つ道具への届出番号の付番作業等が候補者ごとに発生することなども踏まえ、ある程度の時間が必要であり、必然的にくじで定めた順に候補者ごとのタイムラグが生じることをご理解いただきたいと思っております。

〔選挙管理委員会事務局書記長 谷尻孝之 着席〕

○7番（森要）

市長の市長選挙と市議会議員選挙の見解、私としては非常に分かりやすく、先ほど市長に「おごることなく。」なんて言いましたが、ちゃんと心を引き締めてやっという事で本当にうれしく思います。議員選挙については、先ほど言われたことに私も同感でございます。今後どうするのかということにつきましては、企業の兼業も認めるということ、これは非常に考えるべきであると思っています。また、議員の皆さんとどこかで話し合い、勉強しながらお願いしていくこともあるかと思っております。

次に、選挙公営制度につきましての答弁は、「今後分かりやすくしていきたい。」ということをおっしゃっていただきまして本当にありがとうございます。私は事前審査も出ましたし、立候補届出も出ました。だからよく見ておりました。最初の事前審査は4ブースに分かれてやってくださって、よくやってくださっているなと思っておりました。

書類については、どうもおかしいところ、分かりづらいなというのがたくさんありました。事務の方に「これちょっと違いますので直しておいてください。」ということもありました。そういうこともありましたけど、やっぱりPDCAではないけど、これは本当にこれで分かるのかどうか、こういう書き方でいいのかということをおっしゃるのでやっていく。今やらないともうできないかもしれませんから。そういう手続き書類の説明資料、事前説明のときは私は行かず、後からもらったやつを見て判断しましたが、分からないときは聞きに行きました。各申請書類もたくさんありすぎてこんなに必要なのかな、もっと簡素化できるのではないかと感じましたので、先ほどの答弁で「分かりやすくして、今後検討していく。」ということなので、ぜひお願いしたいと思っております。

それからポスターの掲示箇所につきましては、設置基準に基づいてやっているんだということで理解しておりますけれども、特に農村部へ行きますとそんなに必要なのかなと。農村部と都市

部で人口を比べると、街の中には少ないのに、失礼ですけども農村部へ行くとこんなに必要なのか、むしろこれは山林の面積まで入れているのではないかと思ひまして、これは私勉強させてもらって本当にそういうふうになっているのか検討したいと思ひます。間違いないと思ひんですけど、検討したいと思ひております。

先ほどの答弁では、「必要に応じて減らしていくことも可能。」ということを書いていらっしやいましたよね、ただし、それは私たち議員が求めて頼むのではなくて、執行部または地元が「減らしてくれ。」と言わない限りはなかなかできない。ポスターを貼っていた小屋がなくなってしまったから移設するんだとか、そういう発生の原因はどっちかと言うと市民の方からなければ出てこないことで、むしろ移設の関係とかがない限り地元から減らしてくれなんてことはまずないと思ひますよ。

事務局の方がもう一度これでどうかというのをやられるのかどうか、こちらから言わないとできないのかもしれませんが、例えば地区推選がないところもありますが、地区推薦をしっかりとやるところもあります。そういうところではポスターを貼りに行こうと思うと、親戚とか友人とか同級生とか、そんな人を頼って総動員でやらなければ大変だということがありますよね。そうなったときに、果たしてそんなにたくさん必要なのか、もっと少なくてもいいのではないか。

それと同時に、今年から初めて選挙公報を出していただきましたよね。あれで十分、皆さんには分かるのではないか。それから選挙ビラも出すことができるようになりましたよね。4,000枚も出してくださった。だから私はそういうのをうまく利用して皆さんに周知する方法を考えれば、区から減らしてくださいということのを待っているのではなくて、そういうことも踏まえて減らすことも必要なのではないかなと思ひています。

これについて、今は174か所でしたが、前はざっと180か所を越していたのではないかなと思ひます。分かれば何か所減って、その理由とどこが減ったのかということをお教えください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（谷尻孝之）

令和2年の選挙の関係ですけども、前は全てで186か所ありました。それが現在は174か所ということでございます。そのうち、廃止が古川町で1か所、宮川町で7か所、それから神岡町で4か所という内訳になっております。また、今ほどおっしゃった移設の関係も2か所ということになっておるところでございます。

○7番（森要）

186か所から174か所に減ったのは、どういう理由で廃止したのかということはお分かりのしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□選挙管理委員会事務局書記長（谷尻孝之）

全てにおいてというわけではございませんけども、先ほど答弁の中でもありましたとおり基本的には地域の方、区長さんを通して、今回もそうなんですけども各区長会の総会等々で地域の方に選挙の掲示板的な関係で、廃止、移設等々ありましたらということでお声がけをさせていただ

ております。そういった結果の中で今の数字が出ているのかと思います。

○7番（森要）

移設とかが多いのかなと思ったら、そうではなくて区長会とかでしっかりやってくくださったということですね。ありがとうございます。ただ、先ほど言いましたようにもう少しやり方を変えて、例えば政見放送は今認めてられておりませんが、Y o u T u b eなんかでそれぞれが思いを述べて皆さんに見てもらうなんてことも1つの手だと思っております。これについてもう少し減らすことができないのか、そしてその設置基準が本当に合っているのか計算してみたいと思いますけど、また今後検討していきたいと思っております。

4番目に質問しました受け付け箇所の簡素化で、事前審査についてはすごく早くて、そのやり方はよかったですと思います。立候補届出は先ほど言われたとおりなんですけど、受理すればもう既にできるわけですね。ですから、もう袋に入っているわけですからそれを出して、それも4ブースくらいでしっかりやって全部揃えてもらって、それから受け付けをして、そこで先ほど順番にしたやつでやると午前8時半から午前9時頃には既に1番が誰でポスター何か所とか分かるはずですよ。受け付けをとにかくしてもらおう。あとの7つ道具とかそういうものは順番ですから多少下がることは可能なんですけど、そういったこともやり方によってはできるのではないかな。1番から14番まで1時間以上もかかるということで、せっかく事前審査をやっているんだから受け付けの方法をもう少し考えていただくとありがたいなと思っております。これは今やってくださいということではなくて、よく検討してそれをやっていただくとありがたいと思っております。

それでは2番目の質問に入りたいと思っております。空家除却補助金の見直しということでお願いをしたいと思っております。

空き家の取り直し補助は空き家の放置解消につながり、本当にタイムリーな政策と考えております。特定空家で誰がどこか分からなくなったやつは全部市がやらないといけないということよりも、できるうちに空き家を除却するか、リフォームして貸し出す方法という、本当にこの政策はすごくいいことだなと思っております。多くの利用実績があると思っておりますし、空き家の取り壊しの際、特に私が感じたのは隣家の外壁が出まして修理しなければならなくなります。また、取り壊した者にとっては除去後の土地の売却もしくは貸し付け、または駐車場としての貸し付けを行ったときは補助金の返還が生じ、つまり貸し出しを3年間にはしてはいけないということが分かりました。

私の実家の一部を壊したときも、これは改造して貸すというほどの家でもないし、それにはトイレから何から何百万円もかかるというどうしようかと。壊すにしても当初は150万円ほどで見積もっておりましたけど、300万円以上越していたところでございます。どちらにするのかとなったときに、こういう制度があってこれを使わせていただきました。本当に助かりました。やっぱり高額なので、この補助があるということは非常にありがたい。

そのときに1つ感じたのは、私の都合で壊してしまったけど隣の人は外壁を直さないといけない。飛騨独特の町家住宅ですから隣同士がくっついていたんですよ。昔は隣近所へ後ろからでも行ったりしていたのですが、その関係で壊しますと外壁が出てくる。そんなことがありまして本当に心苦しく思ったところでございます。そこで4つにつきまして伺います。

1つ、これは関係ないと思うかもしれませんが実は関連がありまして、住宅リフォーム補助の

過去3年間の実績を教えてくださいたいと思います。住宅リフォーム補助は令和5年度で廃止となりました。この補助金の過去3年間の実績を伺いたいと思います。事業の目的が達せられたため廃止とありますが、その意味、見解を伺います。

2番目、住宅省エネルギー助成金の概要と助成額のアップを。

昨年度、住宅省エネルギー助成金が新たにできました。この事業の概要、対象となる工事の詳細を知りたいと思います。国土交通省が実施する「こどもエコすまいる支援事業」の助成対象工事の内容に応じて定める助成金の算出方法で、助成額の合計は1戸個当たり30万円が上限とあります。今年度のもはどうか確認をしておりますが、もう少し補助を上げられないのか。空き家除却に伴う外壁の断熱改修工事をしたときには補助の対象となるのか併せて伺います。

3番目は空き家除却補助金の隣家の外壁補修工事を対象にできないか。

空き家の取り壊しの際に、隣接する家屋の外壁がむき出しとなり補修する必要が出てまいります。隣家の都合で取り壊すものではないので出費も多くなり迷惑をかけます。このような事例は古川の街並みの特徴から多く発生すると予想されます。外壁修理をするときの補助も住宅リフォームで駄目ならこの空き家除却補助金の対象に加えることができないのかということで伺いたいと思います。

4番目、空き家除却補助金の過去3年間の実績。この補助金の過去3年間の実績と今後の見通しを伺いたいと思います。

5番目、空き家の取り壊し条件の見直しについて。

家の解体には多額の経費がかかり、解体後は売却、駐車場として貸し付けたいところであり、少しでも早く回収したいと考えるのは当然のことです。ところが、この補助を受けて3年間は売却も貸し付けもできないという状況があり、不自然さを感じます。前述の住宅省エネルギー助成金制度はリフォームしてすぐにその利便を甘受できます。この空き家除却補助金は他の補助金制度と比べ明らかに不適切だと思います。この理由は何かと伺うとともに、空き家の取り壊し条件の見直しを求めます。

6番目、空き家の除去後の活用です。私の地元の向町において点滅信号がある交差点、霞橋からちょっと行ったところですが、ここ数年で高山市へ向かうほうの向かい側同士が除却されました。初めに除却された箇所は売地として看板が立っておりました。この地は大変見通しが悪く、旧国道ですので交通量が多く、児童が横断するときには点滅信号があったとしても朝の通勤者が多く危険を感じています。この空き家除去後の活用として三車線にすることがベストと考えますが、市としましては地元の要望があれば検討して下さるのかどうかを伺います。また、除去後の空き地が向町地区以外のところでも今後発生してまいります。その地域の活用策もあれば検討していただくことができるのかと考えますが、その見解を伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の住宅リフォーム補助金の、過去の3年間の実績及び制度廃止に対する市の見解についてお答えします。

住宅リフォーム補助金は、新型コロナウイルス感染症等で疲弊した経済に対し乗数効果の高い建築業界を介した経済支援を目的としており、令和2年度の緊急経済対策住宅リフォーム補助金に始まり、令和3年度にはさらなる経済波及効果を高めるために補助金額等の見直しを行った上で、令和5年度までの3年間の期限と、毎年6,000万円の予算枠を定めて実施しており、通算4年間の経済支援を行ってまいりました。

この補助制度の実績につきましては、令和2年度の緊急経済対策住宅リフォーム補助金では、交付件数819件、交付金額1億7,900万円、補助金を元としたリフォーム工事総額は6億9,600万円に及びました。令和3年度からの3年間の住宅リフォーム補助金では、令和3年度は交付件数185件、交付金額6,000万円、リフォーム工事総額3億6,600万円。令和4年度は交付件数181件、交付金額5,900万円、リフォーム工事総額3億1,500万円。令和5年度見込みでは交付件数190件、交付金額6,000万円、リフォーム工事総額3億2,600万円となっております。

本制度における効果を検証した結果、4年間で1,375名の方に利用され、補助金に対するリフォーム工事総額を経済効果率を考えた場合、約5倍の数値であったことから、市内への経済効果としては大変有効であったと考えております。

しかしながら、この補助制度を運用する中で裾野の広い建築業界からの波及効果を期待していましたが、屋根改修工事などの一部業種に大きな偏りが出てしまったことや、抽選結果による仕事の取り止めや遅延などの影響、落選された方の不公平感による市民感情の分断など、制度運用における課題も多くありました。

他方で、脱炭素という世界的な流れの中、大きな社会的課題解消に向けた取り組みとして、令和5年度に省エネリフォーム補助制度を創設し、今年1年間運用をした結果、当初利用想定65件に対し98件の方が利用され、補助金に対する経済効果率も約18倍となり、高いニーズと経済効果があることが分かりました。

これらを踏まえ、コロナ禍による経済影響も落ち着いてきた状況下において、一定の効果を成し得た従来の住宅リフォーム補助制度は計画どおり令和5年度で終了し、今後は大きな社会的課題である脱炭素対策と地域経済への支援を併せ持つ省エネリフォームに重点を置き、引き続き支援を行ってまいります。

次に、2点目の住宅省エネリフォーム助成制度の概要についてお答えします。

令和5年度に創設した住宅省エネリフォーム助成制度は、既存の住宅について冷暖房や給湯に使用するエネルギーを抑えつつ、住宅室内の温度を一定に保つ快適な住宅への省エネ改修に対し市が支援する制度です。助成の対象となる改修内容は大きく3つに分かれ、1つ目は内窓設置や窓ガラス交換など住宅開口部の断熱改修、2つ目は外壁や床、天井に断熱材を一定量以上使用する断熱改修、3つ目は高断熱浴槽や節水トイレなどエコ住宅設備の新設、取り替え改修としており、いずれも国が示す省エネ製品が対象となります。助成額につきましては国土交通省の実施しているこどもエコすまい支援事業に準拠した額とし、上限額についても国の基準に倣い30万円と設定しております。

令和5年度は国土交通省の支援事業のほか、経済産業省が実施する先進的窓リノベ事業、給湯省エネ事業があり、市の制度ではこれらの国補助事業と重複申請することを可能としておるため、国事業を含めた助成金総額は高額となることから、現段階では市の上限額をさらに上乗せする考

えはございません。また、空き家除却に伴う隣接家屋の外壁改修のお尋ねについてですが、対象となる住宅の所有者が自ら断熱改修工事を行うのであれば、本制度の助成対象となりますのでよろしくをお願いします。

次に、6点目の空き家除去後の活用について。

県道古川国府線と市道大横丁線及び市道神楽線が交差する向町交差点は現在押しボタン式の点滅信号が設置されており、歩行者が県道を横断する際に車両通行を規制する体系となっております。

当該交差点付近は、県道側の見通しが悪いことや市道側の道路幅員が狭いことなどから、特に朝夕の交通量が多い時間帯は交通安全上支障がある箇所です。議員ご指摘の空き家を活用し一部道路幅員を拡幅することで有効性があるかについては、交通安全対策及び信号機を管理する岐阜県公安委員会、県道管理者である岐阜県古川土木事務所、通学路を指定する学校関係者及び地元区等との協議が必要であり、加えて土地所有者の意向も踏まえた上で判断する必要があります。今後、地域からご指摘の要望を受けた際には、こうした過程における課題等を整理した上で検討してまいります。

また、その他地域の空き地活用のお尋ねにつきましては、各地域で提案される活用内容を伺いながら市として必要と判断されるものがあれば前向きに検討させていただきます。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは空家除却補助金の見直しについてのうち、3点目から5点目のお尋ねについてお答えいたします。

まず3点目、空家除却補助金の対象経費に関するご質問です。

飛騨市空家除却補助金制度は、危険な空き家の解消と防止に主眼を置いて創設した制度でありまして、除却の対象となっていない隣接家屋の改修費を当該補助金の対象とすることは本制度の趣旨にそぐわないものと考えております。また、仮に外壁補修を補助対象経費に含めたとしても、これまでの実績から除却工事費だけで補助限度額の100万円に達する事例がほとんどであるため、実質的な効果はないものと思います。

次に4点目の空家除却補助金の実績についてですが、議員からは3年間の実績をということでございましたが、当該制度を創設したのは令和4年度でございますので、本年度までの2年分の実績についてお答えいたします。

創設初年度の令和4年度は、当初予算額400万円に対し事前相談が60件にも上がったことから、6月及び9月補正予算において合計3,000万円を追加し、最終的には35件、3,309万5,000円の交付決定を行いました。なお、この補正予算分については、解体に必要な期間を十分に確保できないことから、特例的に翌年度への繰り越しを認めることとし、8件、770万円を翌年度に繰り越しています。令和5年度は繰越分も含めた予算額1,770万円に対し、18件、1,702万4,000円の交付を決定し、現時点で全ての支払いを完了しています。なお、今後の見通しにつきましては、本年度の

事前相談件数も50件に上っており、全ての要望にはお応えしきれない状況にありますので、今後も当該制度を継続する中で引き続き危険な空き家の解体を促してまいりたいと考えております。

5点目の空き家取り壊し後の制限についてですが、空き家を取り壊した直後にその底地の転売や貸し付けを認めた場合、その利益を目的とする不要不急の事案が生じることを想定し、一定期間の底地の売却、貸し付けの制限を設けたものです。

本来、個人の財産である空き家の除却は、その所有者等が自らの費用で行うことが原則である中、公金を活用してその一部を支援する以上、ある程度の制限を設けることは社会通念上も認められる範囲であると考えております。本制度を申請される際には、この旨を承諾する誓約書にもご署名いただいております。

本制度は周囲に悪影響を及ぼすような危険な空き家を早期に除却することで、市内の住環境を良好に保つことを主眼にした制度であり、所有者の利益を目的とした制度でないことにご理解いただきたいと思います。本制度は創設してまだ日が浅いこともあり、今後の状況を見極めながら、こうした営利目的が疑われるような事例がないようであれば見直しも含めて検討する余地はあると考えているところでございます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○7番（森要）

最初に、住宅リフォームの過去3年間の実績、非常にたくさんの利用があつてすごく効果があつたんだと思います。その後の目的を達したというところも、これは新型コロナウイルス感染症の影響での建築業者の支援だということで、これも理解いたしました。ただいろいろな課題があつたということも踏まえて、今後のことに活かしてもらおうということでよかつたと思います。

2番目のリフォームの補助のことでございますけれども、外壁につきましても断熱をやれば対象になるということを知ったので一つ安心してるところです。

3番目の隣家の補助、これは壊す人に補助するのではなくて隣の方々に補助するという意味なんですよね。確かに前はできたんです。住宅リフォームのときに家を壊した場合、隣の方が外壁を直すときには対象になりますよということでもできたわけです。つまりこれは壊す人に自分の壊す費用プラス隣の方の補助をしてくれという意味ではなくて、隣の方々に補助してもらえないかということなのですが、それについて少し認識が違つております。私は隣の方にしてほしいという考えでございました。

それで空家除却補助金の実績もたくさんの方があつて、今も補正予算でもやるかどうかということも非常に難しいところですが、こんなにたくさんの方があるということに驚いております。やっぱり町を散歩していると必ずありますして、非常に効果があつてよかつたなと思っております。

見直しについてはいろいろ考えてからまた検討するということですが、個人の方が悪用するか不要不急のことがあるというのはどんなことが考えられるのでしょうか。隣の方に車庫を貸すということは別に悪いことでもないし、それを売れば今度はそれが経済活性化じゃないけど住宅の方々にも行くので、何かこれが悪いことするよみたいな言い方をされると非常に心外で、むしろこの補助金もらつて非常にありがたかつた。家を壊すにも何百万円もかかるんですよ。それを回収しようと思えば車庫に使ってもらうしかないんですよ。売ってしまうと税金もある。経済活

動ができるので、むしろリフォーム補助金なんかは個人のためにこうやってやってあるんですけども、それも甘受されているわけですね。壊した人は非常にありがたかったと。でも何百万円もお金がかかるわけですから、その後それをどうやって回収しよう。それをやってもらうことについては別に悪いことではないので、この不要不急の事例があって危険だという考え方を教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

この制度の入口なんですけど、空き家を取り壊すというところも当然そうなんですけど、その上に今にも壊れそうな危険な空き家、このまま置いていくと特定空家になりそうな空き家を何とかしていこうということがあります。

一方でよく相談にあるのは、例えば街中に住んでいたんだけどもひょっとすると郊外に変わるので、その空き家をとということもあります。そうすると、ベースにあったところの考え方を含めて、自分の資産を取り壊すことにつきましては基本的に公費を充てないというのが当然あるんですけども、今にも壊れそうなどころであるとか、住んでいる方がいらっしやらないというところのそういう条件で壊すという入口があります。単純にここを取り壊してこちらに行くとか、そういう形の方もいらっしやるんです。ですから、単純に取り壊すというような形ではなくて、もう古くなってそれが例えば風で飛んで近所の方にご迷惑がかかるとか、そういったところを基本的なこととしております。ただ、私の答弁の中で申し上げたとおりこれはまだスタートしたばかりの制度でございますので、そういったところも踏まえて今後しっかり検討していきたいと考えております。

○7番（森要）

ぜひ検討していただきたいと思います。家を壊すのは一番危険なところを優先順位で採択されるんだろうと思いますし、それはそうだと思います。なかなか踏ん切れなかった人に、今こうやってやってくれたということで非常にいい制度なので、跡地利用をできるようにしていくのがいいのではないかなと思います。

最後に、空き家の外壁についてはリフォームすればできるんだということを聞きましたけれども、リフォームの補助は断熱した場合、開口部とか外壁とかは限度が30万円なんですよね。国の基準で決められた単価がありますけれども、例えば外壁をやろうと思うと100万円以上かかると思うんです。廃止された住宅リフォーム補助金は、100万円以下のときは5分の1で上限20万円、150万円を超した場合は限度50万円というものがあったんですよね。外壁をやるときはそのぐらいかかるということは知っていらっしゃるはずなんですよね。

今後、住宅省エネリフォームの中で外壁も対象にしてくださいと断熱をすればできるのであれば、もうちょっと補助率をアップして考えてもらいたいと思いますので、検討していただきたいと思います。次の質問に入ります。

最後に、電線地中化の状況とLEDの更新についてです。

味処古川前の壺之町線、電線地中化工事が終わりました。あとは舗装工事を残すところになりましたけれども、本当に景観がよくなりまして、人家のたたずまいがより一層輝きを増しております。

ました。そこで今までの実績と今後の計画等について、街路灯もしくは防犯灯について次の4点を伺います。

1 番目、電線地中化の実績について。

今まで実施されてきた電線地中化の事業で、街路灯もしくは防犯灯設置の費用負担者とその維持費の負担者は誰なのか伺います。

2 番目、電線地中化の今後の計画について。

今後計画されている大横丁線等の路線について、街路灯もしくは街灯の工事費の費用負担者と、その維持費の負担者を伺います。

3 番目、街路灯及び防犯灯の普及について。

商店街では街路灯が設置され、その更新については飛騨市商店街みだしなみ向上改修補助制度、補助対象工事費の2分の1、上限50万円で担保されています。一方、行政区が設置している防犯灯はLED防犯灯の普及・定着の促進事業により、1灯当たり7,000円の上限でございますが補助があります。今年度から交換についても適用されるということで、非常にこれはいい措置だと考えております。

しかしながら商店街でもないところで街路灯が設置されている栄町、三之町では、1灯当たり約3万円かかる工事となります。1灯当たりの上限が7,000円ということで太刀打ちができない。LED防犯灯の普及・定着の促進事業に街路灯を適用しまして、対象工事費2分の1以内とされるのがベストと考えます。また、街灯の補助も7,000円を対象工事費2分の1以内とすることができないかを伺います。

また、今後計画される地中化工事に際し、街路灯もしくは防犯灯設置の際には、対象となる住民とデザインや費用負担等十分な意思疎通を図られることを期待します。本年度予算では夜間景観と照明を改善するための基本設計が行われております。これらの照明デザイナーとの意見交換も必要と考えますが、見解を伺います。

4 番目、飛騨市無電柱化推進計画の見直しについて。

「令和2年飛騨市無電柱化計画」が策定されまして、この計画に基づきほとんどの路線が電線地中化に進んでいることに敬意を表します。ここまでの事業を実施されてきたことにはいろいろなストーリーがあったと思います。そこで、確認の意味でもこれまでの実現に市長はどのように取り組まれてきたかを伺います。

また、推進計画には向町地区がありません。屋台が通る向町の路線を追加していただきたいと思っております。現在進行中のものがあるため、その実施にはほど遠いものと考えますが、まずは計画書に上げることを希望します。計画書の見直しについて市長の見解を求めます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

無電柱化推進計画の見直しにつきまして、4点目のお尋ねに私からお答えをいたしたいと思っております。

電柱、電線、これは街並みの景観を阻害しているということに関しては誠にそうだと思ってお

りますし、狭い道路ですと子供たちが通行する、あるいは歩行者の皆さんの妨げになる。そして祭りに出ておられますと、屋台を引くときにこの電線の支障というのは本当に大変な問題でありまして、祭りの屋台曳行のストレスの大半は電線であっても過言ではないと私自身も毎年感じております。

それから電線の地中化を行いますと防災面での効果があるということがありまして、能登半島地震でのレポートが出ておるわけですが、無電柱化区間では地上機器の傾きや沈下は見られたものの大きな被害はないと。また車両通行に支障となる被害もないと伺っておりまして、防災面にも大きな効果を発揮すると考えております。そうした中で無電柱化を推進しようということで、令和元年に策定いたしました「飛騨市無電柱化推進計画」に基づいて取り組みを進めておりまして、第1期計画では令和10年度までの10か年で古川町の古い町並みを中心に市道壺之町線、大横丁線、三之町線、御旅所線の4路線、延長約1.4キロメートルを対象として位置づけておるところでございます。

これとは別に、岐阜県でも令和3年度に策定した「岐阜県無電柱化推進計画」に基づいて、市が整備するエリアと事業連携しながら整備を推進していただいております、県道は古川国府線と、古川停車場線の2路線、延長1.3キロメートルを整備する計画とされているところがございます。

無電柱化の進捗ですが、市道につきましては壺之町線が令和6年度で完了いたします。令和7年度から引き続いて大横丁線に着手をするという予定にしております、進捗率は全体の45%程度という状況でございます。県道については、現在、飛騨信用組合の交差点から霞橋までの区間をやっていただいております、こちらは令和7年度に完了する予定というふうに伺っております。

これまでの取り組みですけれども、無電柱化というのは幾つか課題がございます、大きく3つあります。それを丁寧にクリアしながら進めてきたということです。

1つ目の課題が財源の確保でありまして、壺之町線の整備、あれ幾らかかったかという5億円です。このため、当然市独自ではできませんので、官民一体となった国への要望活動から始めました。ちょうどユネスコの無形文化遺産の後だったものですから、観光協会長とか祭保存会の会長にも国土交通省まで出向いていただいて、ぜひこの祭りを守っていくためにも無電柱化という要望をして、ここから始めてきたわけです。それで国の有利な補助事業の採択を受けまして、さらに自己負担の分がありますので、いわゆる裏負担というものです、ここには過疎債、ふるさと創生事業基金を充ていまして、極力市の財政負担を軽減する方法で取り組んできたということでございます。ただ、これは今後もこの手法で全部できるかというと、これは不透明です。ただ、引き続きここは努力していきたいと考えております。

2つ目の課題が、電線管理者の協力でございます。無電柱化自体は古川町の時代からも進めてきておるわけでありまして、平成11年頃に壺之町線等で無電柱化を進めた際には、地上機器の設置場所の問題もあったために電力事業者の協力が得られなかったということが現実にございまして、通信線のみで道路の片側に電柱が残っている状態だったことを覚えておいでかと思っております。ただ、ここは平成28年度に法律が変わりまして、「無電柱化の推進に関する法律」というものが施行されました。現在は電力線、通信線ともに無電柱化を実現化することがこの法律によって可

能になっておりまして、これは国の施策の恩恵であると考えております。

それから3番目の課題ですが、地域の理解でございます。無電柱化の事業というのは結構時間がかかるわけでありまして、車両は迂回しなければいけない、仮の駐車場を確保しなければいけない、それから住宅への出入りに不便が出るということで、大変なご負担、ご迷惑をおかけするわけございして、沿線住民とか事業所のご理解なくしては進めることができないわけでありまして。

壱之町線の工事においては地元関係区を対象とした事業説明会とか、対象範囲の工事説明会を通じまして皆さんの工事に対するご意見とかご要望を伺いながら進める中で、円滑に事業を進めることができたわけでありまして、これは本当に地域の皆さんに大変感謝を申し上げたいと思います。

現在、街並みの主軸の壱之町線は電柱がなくなったわけでありまして、本当に街並み全体の雰囲気が変わりまして、大変よくなったという声を本当によくお聞きいたしております。それからつい先日も何名かの方から、祭りが近づいてきたので「今年は壱之町、屋台も起し太鼓も電線のないところまでできる。楽しみやな。」という声もたくさん聞いておりまして、そういったことを思うと本当にやってよかったなと思いますし、無電柱化の景観整備というのは1回やれば将来にわたって町の財産として残っていくものでありますので、今後も着実に整備していきたいという思いを強くしております。したがって、計画に従いまして大横丁線、三之町線の整備を順次進めてまいりたいと考えております。

お尋ねの飛騨市無電柱化推進計画の見直しであります。現計画の中で三之町線、御旅所線までが完了した以降に整備を検討する路線として、無電柱化長期計画路線というのを位置づけております。議員から要望いただきました向町地内の一部路線もこの中に含まれております。ただ、財源の確保もありますし、複数路線の整備を同時にやるというのはなかなか困難でありますし、壱之町線だけでも6年かかりましたので、かなり先の話になると思いますが無電柱化の目的を踏まえて、重要性、優先性を判断しながら第2期以降の計画路線を検討してまいりたいと思います。楽しみに元気で頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の無電柱化の実績についてお答えします。

飛騨市ではこれまで良好な景観の形成、安全で円滑な交通ルートの確保及び災害時の電柱倒壊防止等を図るために平成11年から古川町市街地において無電柱化を計画的に推進してまいりました。

飛騨市の無電柱化は、合併前の平成14年に古川駅前の県道飛騨古川停車場線において道路改良と併せて行われたのが始まりありまして、町村合併後は歴史的景観地区に位置づけされた古川町市街地において本格的に事業着手し、平成22年に市道殿町線330メートル、平成26年に市道堀川町線280メートルが完了し、現在、市道壱之町線630メートルが令和6年度に事業完了する見込みと

なっております。このうち市道殿町線と壺之町線につきましては、無電柱化事業と併せて景観に配慮した街路灯の整備を行っておりますが、設置工事における地元負担は求めておらず、街路灯の電気料等の日常の維持管理部分のみ従前どおり地元区において対応をいただいております。なお、今後老朽化等により街路灯本体に大きな修繕が生じた場合には、道路景観上に位置づけられた市の施設であることから、道路管理者の市において対応したいと考えております。

次に、2点目の電線地中化の今後の計画についてお答えします。

現在無電柱化を進めている市道壺之町線の事業完了後は、市道大横丁線を整備する計画としております。整備方針としましては、無電柱化区間を駅前交差点から今宮橋までの510メートルとし、現在、電線管理者や通信線路管理者と協議を継続するとともに、概略設計による整備方針の検討や課題の整理などを進めておるところです。

お尋ねの街路灯につきましては、壺之町線と同様に沿線住民の方々のご協力をいただきながら無電柱化事業と併せて整備したいと考えており、街路灯工事に伴う地元負担はございません。また、完了後の維持管理についても壺之町線と同様の考えで対応したいと考えております。

次に、3点目の街路灯及び防犯灯の普及についてお答えします。

行政区等による防犯灯のLED化については、当該支援制度を創設して10年以上経過し、地域によってはLED防犯灯自体の交換が必要となっているという現状も踏まえ、令和6年度からはLED防犯灯の交換についても新たに補助対象に加え、地域防犯力の維持・強化と安全・安心のための地域防犯対策の向上を図ることとしております。

LED化及びLEDの更新にかかる費用は同程度の費用がかかることを確認しておりますが、これまで10年以上にわたり当該補助制度を運用する中で行政区等から補助率等に関する要望はいただいていることや、当該補助制度以外に行政区等に対しては管理する防犯灯1灯当たり300円の防犯灯維持補助金の支援も行っていることなども踏まえ、今後も現在の補助制度を維持して運用することを考えております。

次に、今後計画している無電柱化に伴う街路灯整備に関する地域住民との意思調整についてですが、今回壺之町線を整備する際には事業着手前に地元説明及び地元区役員との協議を行い、街路灯の整備方法や電気料負担等の維持管理について説明し、ご理解をいただいております。また、令和3年度に街路灯デザインについて地域との意見交換会及び現地でのサンプル展示会を実施し、沿線住民や景観審議会委員の方々からいただいたご意見を反映し、デザインを決定しております。フットライトの設置や台組マークを入れたことは、こうした地元のご意見を反映した結果です。加えて、本体デザイン案は全国的に実績のある日本街路灯協会のデザイナーによる提案を採用しています。今後、整備を計画している大横丁線等についても同様に、地域のご意見を尊重しながら整備を進めます。

令和5年度には、日本を代表する照明デザイナー面出薫氏をお招きし、古川町市街地における街路灯など、夜間照明の改善点を探るワークショップを開催し、その際には壺之町線の街路灯についても現地にてご意見をいただきました。令和6年度に策定する「夜間景観基本計画」は、地域住民の思いが十分に反映されたものとなりますので、本計画の考えをしっかりと生かしながら街路灯の整備を進めてまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○7番（森要）

忘れないうちに言いたいと思いますが、向町も計画に入れてくださると。その実現にはほど遠いと思いますが、私は期待しております。どうかよろしく願いいたします。

今の街路灯のことについてもいろいろお話がありましたけど、1つ、例えば三之町も計画が入っておりますけども、あと5年ぐらいたったらまた直さなければなりません。そのときはまだ地中化まで入らないので、三之町は普通の街路灯ではなくて、本当に立派なやつなんですよね。今お話を聞いた街路灯については市が持つと言ったけど、それまでの間はやっぱり市で持てない。1基当たり3万円ほどするのですが、ほかの街灯は1,500円くらいで半分で十分なのですが、3万円もするということがあるので、何とかこれも入れて事業費の2分の1くらい補助することができないかということなんですが、その辺はどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

三之町線の街路灯は景観整備で整備した比較的新しい街路灯になっておりまして、LED化をすることによって電球の交換をするのも費用が少し高額になってきますので、その点は市としても内容はよく分かっておりまして、今後地元の方と協議をして検討していきたいと思っております。

○7番（森要）

三之町はそういうことですが栄町もありますので、またそういうことも踏まえながら検討していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

〔7番 森要 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で7番、森議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時25分といたします。

（ 休憩 午前11時22分 再開 午前11時25分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

13番、籠山議員。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

おはようございます。もうお昼時期になったかもしれません。私の個人的な花粉症が今朝から始まりましてもうひどいの何の、見苦しい場面があるかもしれませんのでどうぞお許してください。

早速お許しをいただきましたので、1つ目の質問に入ります。まず、市の地域防災計画の在り方を聞きたいと思えます。

今年元日の能登半島地震による影響や教訓など、先日、市の説明には合点のいくところもあり、疑問の湧くところもありまして、やはり本格的な見直しの論議はこれからであると実感しております。飛騨市の自然災害は、これまで水害と雪害の繰り返しの歴史でありました。市の地域防災計画には、過去の災害記録が大正元年から平成30年まで細かく載っておりますが、ここに地震災害の記録は一切ありません。それほど地震とは縁のない地域だったのでしょうか。よって、防災計画も地震災害については、ほぼ一般的な地震対策が示されているのみと思っております。しかも、被害想定はるか太平洋側の南海トラフ巨大地震によるものとなったまま、長年見直されてきませんでした。ところが、現実には飛騨市から230キロメートルしか離れていない日本海で大地震は起きてしまったのです。当然早急に防災計画は見直されるべきではないでしょうか。そこで伺います。

まず1つ目に、想定される甚大な避難者、犠牲者被害に対応する市の対策とは何でしょうか。先日の説明会では「受援計画」ということが書いてありましたが、その受援計画頼みでしょうか。伺います。

2つ目に、道路の寸断に対応する緊急避難網、輸送網の確保計画はあるでしょうか。

3つ目に、ちょっと字を間違えまして訂正します。「一次」は「一時」に書き換えます。そして「二次」ではなく「指定」ですね。一時避難所はもちろん、指定避難所の設備拡充は今後予定されているのでしょうか、伺います。

4つ目に、地域の高齢化や過疎化といった社会情勢の変化を反映する防災計画となっているのでしょうか。これちょっと抽象的ですが、特に平成の大合併によって高齢化、過疎化が進んでいる周辺部、ここは本当に災害に弱くなっています。市の職員でさえ少ない。その職員でさえ被災してすぐに対応できないこともあるでしょう。どのように被災者救援に当たるのか、この防災計画もお聞きしたいと思えます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、地域防災計画について通して答弁いたします。

まず、飛騨市の地域防災計画の作成ポリシーですが、ご説明いたします。

飛騨市で最も発生蓋然性が高く、何度も被害を受けている洪水、土砂災害への対応に焦点を置いて作成しています。同時に、国の地震委員会による長期評価において、今後300年以内に発生する確率はほぼゼロ%と言われているものの、一度発生したら飛騨市に甚大な被害をもたらすと想定される跡津川断層地震への対応について考慮し、それらのバランスを取る形で作成をしています。

仮に飛騨市での被害想定が最大とされる跡津川断層地震対応では、孤立地域の発生を前提として個人と区・市の備蓄品により1週間程度自活できる備蓄品の整備、空中からの救援を受けるためのヘリポートの整備、270名と想定される死者の同時発生に備えた遺体安置所の確保、2,500人

に及ぶと見積られる負傷者救助のためのDMAT及び自衛隊の災害派遣要請の要求、1万2,000人余りの避難者は高山市、下呂市等への広域避難をするよう計画をしています。

いずれにおいても、市の地域防災計画の審議において県及び関係機関代表を防災委員としてお招きして、ご意見をいただいて計画を作成するとともに、定期的な担当者間の調整や訓練を実施して、実効性を確保しております。

続きまして、2番目の輸送網等についてです。

まず、緊急避難網という用語ですが、国及び県の防災計画や防災用語に規定はありませんので、飛騨市地域防災計画に記載はありません。

緊急輸送網としては、県庁所在地と飛騨市中心部の緊急輸送を担う第1次緊急輸送道路として国道41号を、第1次緊急輸送道路と各防災拠点を接続する地域内の緊急輸送を担う第2次緊急輸送道路として国道360号及び国道471号と全ての県道を、それぞれ県との調整により指定をしています。

また、道路の寸断等に対しては市内に存在する357か所の市道橋梁のうち、孤立化防止、緊急輸送路確保、避難所へのアクセス、ライフライン確保などの観点から、耐震化する橋梁を43か所を選定し、令和13年までに12橋を目標に順次耐震化を進めているところです。

続きまして、避難所の設備拡充についてお答えします。

先ほど議員から訂正がありましたが、一時避難、2次避難についての相互の認識をもう一度確認したいと思います。飛騨市地域防災計画では、一時避難所として各区・自治会等の公民館や集会所等を一時避難所、小中学校等市の施設を指定避難所に指定し、これを2次避難所としています。

住民の避難に際しては、まず区等の一時避難所に避難して区長等の掌握下に入り、そこが危険になった場合に、区長等の引率により市の指定避難所に避難するようにしています。飛騨市の地域防災計画では、これを2次避難としています。このような区分において、一時避難所は各区等が所有・管理しているため、その整備状況は様々であり、一概に申し上げることはできません。

次に、2次避難所ですが、市の2次避難所に当たる指定避難所の能力を超える部分は、広域避難として高山市、下呂市等に県の統制で避難する計画になっております。また、避難の長期化に備えて、発災3日を目途として、市内での宿泊施設を避難所として提供する協定を締結した施設に収容する計画を定めています。以上の理由から、市の2次避難所に当たる小中学校等々の市指定避難所設備を拡充する計画は現在のところありません。

最後に、社会情勢変化の反映についてお答えします。

今回の能登半島地震を教訓として、飛騨市地域防災計画とこれに基づく防災体制について点検した結果、大きな修正等の必要がないことを確認しました。

一方で、防災計画等の文面で確認できないような能登半島地震被災自治体で起きている高齢化が及ぼす影響については、飛騨市としても大きく2つの課題があると認識しています。1つは実際の避難行動への影響であり、もう1つは避難所運営の2点です。

まず避難行動においては、高齢者等が自力で避難所にたどり着けないという状況が起きています。この対策として、災害時の避難行動要支援者名簿に基づき一人ひとりの個別の避難計画を作成して、区役員や民生委員、児童委員等が共有するとともに「近隣見守りネットワーク」という

組織を構成して、地域で声かけ、安否確認などの住民同士の支え合い、防災士会との協力を進めています。今後は、福祉専門職の方々に協力いただき、それぞれのプランをより実効性のあるものにしていく必要があります。

次に、避難所の運営ですが、御存じのとおり避難所の運営は避難者自身が避難所運営委員会を組織し、それぞれが役割分担して運営することになっております。ところが、能登半島の避難所に派遣した職員からの報告では、年老いた両親を避難所に入れ、自分たちは車中泊により別居生活をして家族の面倒を見ない。このため、避難所にいるのは高齢者ばかりで、自主的な避難所の運営ができなくなっているということでした。これは防災や避難以前の家族関係、人間関係の根深い問題であります。市としては今年度から避難所運営協力防災士制度を創設し、現在では35名の協力防災士が登録され活動しています。この方々が避難所運営に不可欠な避難所運営委員会の中心的な存在となるよう期待しているところです。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○13番（籠山恵美子）

1つ目は大体、今説明いただきました。

2つ目の道路の寸断に対応する避難網や輸送網の確保ということですが、県道それから国道、これは分かりました。いつも私たちが使っている道路です。ただ、寸断した場合ということですが、これは3番にも関係してくるんですけども、例えば寸断されて逃げられないというときに、広域避難ということで高山市や下呂市にお世話になるということにしても、飛騨市の跡津川断層というのは飛騨市の真ん中を横たわっていますよね。そうしますと、この能登半島の地震による震度は、飛騨市は震度5弱だったんですけども、震災の基準で言いますと5弱と5強でこの間が大きな災害が起きるかどうかの分かれ目と言われていていますよね。そうしますと、跡津川断層が大きな亀裂が起きるといようなときには震度6ぐらいということになりますと、同時に高山市も同じような被害があるのではないかと思うのですが、そうした場合に広域避難というのは果たして現実的かなと思うんですけども、どうお考えになりますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず跡津川断層の場所ですが、飛騨市の真ん中を走っているという状況にはありません。実際には河合町の小鳥川沿いと神岡町の北部の跡津川沿いにできております。前回の発生は1858年と認識しております。約2,300年周期で動いていると言われ、あと2,000年は発生しないと言われていますが、古文書の記録によりますと1800年代の地震の際は、古川町、高山市、下呂市は被害はなかったということが記録されています。一方、壊滅的な被害がありましたのが河合町の小鳥川沿い、そして神岡町の跡津川沿いということで、神岡町の南部のほうも大きな被害はなかったという、これは古文書の記録ですのでどこまでかというのは分かりませんが、これについては岐阜県の公式ホームページの跡津川断層の被害について書かれています。

このような意味で、跡津川断層地震が仮に発生した場合も高山市、下呂市への広域避難・搬送はある程度期待できるものと認識しております。そのほかに孤立が発生するというのは大前提として整備をしています。その際には、救援が来るまで1週間程度は自力で頑張る。その後、県、

国の自衛隊等の救援を待つ。このような形で計画を作成しております。

○13番（籠山恵美子）

危機管理監は専門ですから、私なんかが言うまでもなくいろいろなことを知っておられると思うんですけども、やっぱり市民目線で考えますと、1月1日の能登半島の地震ってものすごくショックなんですよね。要するに何百年あるいは1,000年の幅で何もなかったとはいえ、例えば能登半島の地震だって、専門家も予想していなかった、予想外だったということをおっしゃっていますよね。そうすると、今の気候危機、それから温暖化だけではないです。地球の形態が変わっている。そういうことから言うと、いつ何が起きてもおかしくないというのはどの専門家もおっしゃっています。

やはり一市民としては、本当に備えあれば憂いなしと言っても、いつ来るか分からない自然災害ですけども、それに備えた避難計画なりいろいろな対策を取るというのは人の力でできるわけですよね。これは自然が避難計画を教えてくれるわけでもありません。やっぱり人間の知恵で準備をしていくということで、そういう意味で能登半島は見直しが大変遅れていて、それが初期初動に大きなリスクを背負ってしまった。能登半島の地震は、社会や行政の備え方が不十分だったために被害が大きくなってしまったと震災の専門家が指摘しております。そういうことで言いますと、やはりいろいろな場面、いろいろな想定外を設定して準備しておくことというのは大変大事だと思うんですね。

先ほど4番のところで地域の防災、これにも述べられまして、防災士の協力がやっぱり不可欠だということは大変よく分かります。私たちの連合区では2年前から女性防災士が中心になって、授乳する女性をどういうふうな避難をさせるか、場所をどこにするかとか。それから高齢者あるいは家の中で飼っているペットを連れ込んだときに、2階建ての公民館があったらどこがいいのかみたいなことをリードして比較して下さって、やはり地域みんなで知恵を出し合って、その地域に合った避難計画を立てているということも大事だと思います。でも、やはりそれを誘導して下さる、啓発して下さるのは行政の力だと思いますので、こういう地域の自主防災組織への周知徹底とか協力の呼びかけ、こういうものが具体的にこれから大事になってくると思うのですが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

いっぱいご指摘をされましたので順番にお答えしていきますと、まず想定外をなくすということは非常に大事であると認識しています。こういう意味で、飛騨市の断層帯について令和2年から令和4年にかけて全て調査いたしました。これは富山大学と共同して調査いたしました。飛騨市にはそのほかに4つの断層があることが見つかり、数河断層、太江断層、稻越断層、畦畑断層があるということが分かりました。これは国・県の計画には載っていません。飛騨市が独自に調査して調べたものです。幸いにも、いずれも300年以内に発生する確率はほぼゼロ%ということで、最大被害の想定跡津川地震を対象にして防災計画を作成しても問題がないということを理解しています。

次に、地域での協力についてということで、授乳の方、これは赤ちゃん防災士のことを言われ

ていると思いますが、女性目線での防災活動あるいは声かけ、そして地域での協力、先ほど申し上げました見守りネットワークについてもまさにそれで、高齢者の方、障害をお持ちの方をいかに助け合って福祉避難所に避難させるかということも実際に始めておりますし、昨年度、今年度の防災訓練でも実際に要介護の方に避難いただくということもしています。これを市全域に逐次広めていくように計画をしております。また、区長会それから民生委員の会議に私全て出席をして、その必要性、実施要領、個別の避難計画の作成について講演をして防災意識の高揚等に努めている次第です。今後も引き続き実施してまいります。

○13番（籠山恵美子）

一時避難はもちろん、市が指定する避難所のありようですけれども、私たち議員が毎年市民との意見交換会というのをやりますと必ずこの災害のことが出てきまして、特に一時避難所での設備の拡充というか、設備の充実という要望が出ます。発電機をはじめいろいろなことが出ます。こういうのはしっかりと全区域の一時避難所の装備する避難設備というのは同じように整備されているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

区の防災体制あるいは防災備蓄品の整備につきましては市から補助金を出して援助をしております。具体的には総額の3分の1、上限15万円を各行政区からの防災備蓄品、今議員がおっしゃられた発電機。そのほかに一番多いのは消防用のホース、口金、消火栓の整備などが申請として各行政区から毎年あがってきております。そのほかには、防災訓練の計画や実施では2分の1を上限として5万円の補助をするなど、自主防災組織の防災体制強化については区長会の折にも「こういう補助金あります。使ってください。」という説明を毎回しております。このような形で各行政区等がそれぞれ計画をして、地域特性に合った防災体制を整備していると認識しております。

○13番（籠山恵美子）

昨日も上ヶ吹議員の質問でもありました地下の水道管、これは2月22日付けの中日新聞でも社説で大きく取り上げておりましたけれども、この水道管の耐震化というのは、やはり能登半島地震でいまだ2か月以上たっても水道が届かない集落に2万人避難されているというような記事を読みまして大変心配なんですね。これは本当にライフラインですから、人間の命に関わる大事なことなので、この辺りの計画は進んでいるのかということと、それから地域の自主防災組織でこの備品は整備するということでしたが、3分の1の15万円というのは十分そういう避難設備が充実するに足る補助額なのでしょうか。何か大丈夫かなと思うんですけど。これで大体整備は進んでいるということですか。各地域それぞれ自分のところの区費も当然持ち出すんでしょうけれども、もっとこれを増やしてくれという要望は出ていませんか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

補助金のことにつきましては、各区長からは増やしてほしいという意見は今のところありませ

ん。ただ、年15万円ですが、それを計画的に更新していけばそれぞれそれなりの防災体制ができているということで認識をしております。なお、水道管のことについては所掌していませんので、今のところはお答えできません。

□環境水道部長（横山裕和）

水道管のことについてお答えいたします。昨日、上ヶ吹議員にもお答えしたところでございますけれども、飛騨市水道ビジョンにおきまして、水道の強靱化ということであっております。その中で水道の施設の耐震化、水道管の耐震化等も重要であるということで位置づけておりますが、昨日お話したとおり現在最重要課題として取り組んでおりますのが古川地区の高野配水池の耐震化、神岡地区の梨ヶ根浄水場の耐震化を最優先として取り組んでいます。これはやはり施設の重要性ということで、壊れた場合に最も影響が大きいところということでそちらを優先的に進めながら、管路につきましては老朽化や重要性などを考慮しながら順次進めていく計画でございます。

○13番（籠山恵美子）

それでは最後に危機管理監に伺いたいと思います。元日の能登半島地震の影響で、神岡町のKAGRAに不具合が起きましたよね。これもとても心配なんですけれども、要するに地下の坑内を活用した事業ですから、私素人ですけど、こういういっぱい穴の空いているところが震災によって起こす影響というのはいかかなものだろうと。新聞報道によりますと、このKAGRAは能登半島地震のときに地下は震度3だったそうですが、それでも不具合が起きてしまいました。いまだに動かせないということで、共同観測期間が終わる来年1月までの参加には間に合っていないということが報道されています。同じ飛騨市内の神岡町での出来事ですから東京大学宇宙線研究所に任せておけばいいとは思えないと思いますし、その辺りで分かっている情報がありましたら市民みんなで共有したいと思います。神岡町の地下岩盤は頑強だと昔から言われておりまして、SNSなどではかつて核実験の坑内利用の適地としてここがいいんだなんていうのも流れていた時期がありましたけれども、実際にはそうではなかったということが証明されたわけですね。ですからこういうことについても行政のほうで掴んでいる情報があったらぜひ教えていただきたいと思います。

そして飛騨市にも押し寄せているDX化、効率化、こういう波ですけれども、私はこれは災害にはやはり弱いものではないだろうかと思っています。地震災害がより現実的なものとなった今、防災計画の全面見直しを早急に始めるべきだと思いますので、最後にもう一度ご回答をお願いいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず神岡町の地盤でありますけれども、思っている以上に強固なものだと認識しております。私2年前に着任した当初、神岡町の市街地の状況を見て非常に驚いたのですが、地質等を確認した結果、非常に強固な岩盤でできているということは確認をできました。一方で、その岩盤の中に人工物を造った場合は不具合を起こすものであると認識しております。例えば元旦の地震の際、市内のエレベーターはほぼ全て停止いたしました。これはやはりそういう造りになっているし、

人工物上弱いものであると認識しております。一方でその岩盤が崩れるかどうかというのは、そういう構造計算に従事しておりませんでしたので何ともお答えようがありません。次に、DXにつきましては、そういうご質問の趣旨で捉えていませんでしたので今の段階では何ともお答えようがないというのが答えになります。ご理解いただきたいと思います。

△市長（都竹淳也）

少し情報を補足したいと思いますが、KAGRAの話は研究所の責任者から正月に説明へいらっしゃったときに少し伺ったんです。地下の空洞というのは大体震度からマイナス3くらい。震度5なら地中は震度2くらいということで、大体そのぐらいの揺れになるそうです。なので、地中でも揺れないわけではないということだったのですが、壊滅したとかそういうことではなくて、KAGRAというのは太陽からここまでの時空のゆがみを見るわけですので、ものすごく精細なものです。サファイアの鏡がありまして、そこに3キロメートルの光線を打って戻ってきたものでやるのですが、鏡は我々の計算できないぐらい動いただけでも観測できなくなる類のもので、計算で調整するのですが、計算できれなかった。なので物理的にちょっと角度を修正するしかないという話です。とても精細なものなので、坑道の中が崩壊しているとか崩れているとかそういう類の話は全然なくて、計算でできるところがそれ以上にゆがんでいるというお話を伺いましたので、私どもとしてはそんなにKAGRAのところで大きな被害が起こったとは捉えていないということです。

それから岩盤の話ですが、今ちょうどハイパーカミオカンデの地下空洞を掘っているんですけど、あれだけの世界最大の地下空洞を、普通だったら穴を掘れば上からどすんと落ちるのですが、ものすごく硬い岩盤なので、ボルトは随分こうやって入っているのですが支え合って崩れないんです。そういう仕組みになっていて、それが岩盤が強固だということなので、今回ぐらいの規模であって、スーパーカミオカンデの実験には影響が出ていないので、その辺りでの耐久性はある程度これから分析もされると思いますが、そんなにすごく心配したことではないのかなと思いつつ話を伺ったということだけ申し上げておきたいと思います。

◎議長（井端浩二）

籠山議員、次の質問に入るようでしたら休憩に入りたいのですが、どうですか。

○13番（籠山恵美子）

私は結構でございます。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

では質問の途中ですが、暫時休憩とさせていただきます。再開を午後1時とさせていただきます。

（ 休憩 午後0時02分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き籠山議員の一般質問を続けます。

○13番（籠山恵美子）

2つ目の質問に入ります。介護保険第9期計画の市民生活への影響を質問いたします。

2000年に開始された介護保険は、今回9回目の計画期間を迎えております。介護保険制度は3年ごとの保険料改定で、この23年間には第1号被保険者、第2号被保険者とも2倍を越す大幅な値上げとなっております。物価高騰など市民生活の状態が悪化する中で、高過ぎる保険料や利用料を引き下げることが切実な問題となっております。制度の現状と対策を伺います。

まず1つ目に、訪問介護サービスの基本報酬が4月から引き下げられます。国が言うその理由はどう見ても理屈が立ちません。介護報酬の事業の中で訪問介護が最も利益率が高い。だから基本報酬を下げ、処遇改善加算で上乗せせよというのが厚生労働省の理屈です。市の見解はいかがでしょうか。訪問介護が最も利益率が高い状態なのでしょうか。伺います。

2つ目に、在宅介護に不可欠な介護ヘルパーの不足は、基本報酬の引き下げによってさらに悪化します。事業所の廃業・倒産、これにつながる危険性があります。昨日、住田議員の質問・答弁の中で本当に人手不足だというのがよく分かりましたが、指をくわえて待っているわけにはいきません。市独自の新たな支援策は考えているのか伺います。

3つ目に、介護分野の支援策は数多く用意されております。たくさんあります。その実績と傾向はどのようなものか伺いたいと思います。

4つ目に、家族介護応援手当、これを増額するなどの手厚い生活支援なしには在宅介護にも頼りません。家族介護応援手当の増額はもう不可欠です。介護家族を今こそ救済すべきであると思います。市の考えを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目の訪問介護基本報酬の引き下げについてお答えします。

介護基本報酬については、厚生労働省の所管である社会保障審議会介護給付費分科会で審議され、厚生労働大臣が決定するものです。訪問介護基本報酬について同分科会各種資料からの推測とはなりますが、令和4年度決算における全介護事業所の利益率はプラス2.4%であった中、訪問介護事業所についてはプラス7.8%と十分な黒字を確保していると判断され、また、ヘルパーに対する処遇改善の加算率の引き上げをほかのサービスより手厚くしていることから、経営状況やサービスごとの職種の勤務状況などを総合的に勘案した判断と思われれます。

この結果については、全国の事業所を対象としているものであり、当市のような山間地で訪問回数が決して多いとは言えない事業所がそのまま当てはまるものであるかは疑問です。まず、ヘルパー人材が集まらないということは、人件費が減少し、利益率が高く見えているという疑問もあります。また、そのような中でも、過疎地域の事業者は利用者への訪問も時間がかかり、集合

住宅等が多い都市部と比べ非効率な事業運営を強いられる面もあります。今後とも、事業所の運営状況の把握に努めるとともに、課題があればどのような対策や支援が必要なのかを検討したいと思います。

2点目の介護ヘルパーへの支援策についてお答えします。

市内社会福祉法人における訪問介護事業所の収支差額は黒字であることを確認しておりますが、ヘルパー不足は当市においても深刻な問題であり、市内利用者からのニーズはあるものの、それらを十分に受け切れていない現状があります。

市独自の支援としては、ヘルパー人材を増やす支援として初任者研修、入門的研修による成り手の拡大、訪問介護に特化したパンフレット作成による事業所や職種のPRを行っています。また、事業者の経営に資する支援として、移動対策助成金による集落が分散している地域への訪問支援や、機能分化の推進として家事などの生活援助を支えあいヘルパー養成講座を受講した基準緩和ヘルパーにタスクシフトさせ、訪問介護事業所のヘルパーにある程度報酬が見込め、専門性が必要な身体介護へ注力していただくような方策も実施しています。これらを継続しつつ、新たな支援策として、社会福祉連携推進法人共創福祉ひだにおいては、訪問介護経営の現状の分析も並行して実施しており、インフォーマルサービスを含め市全体のサービスについて支え合いの風土を大切にしながら事業所のニーズにも対応していきたいと思っています。

3点目の介護分野への支援策の実績と傾向についてお答えします。

令和5年度介護人材確保策の実績は、事業所向け8事業、個人向け6事業の計14事業に対し、57件、938万4,000円の執行見込みです。

主な支援実績としましては、夜勤職員の処遇改善のための特養等夜勤者処遇改善臨時交付金が14事業所で279万4,000円、介護サービスを効率的に行える体制のための有用介護器具等導入促進事業が2事業所で94万2,000円、U・Iターン就職奨励金が6名で60万円、介護福祉士の資格取得を目指す学生の家賃を支援する介護福祉士資格取得修学生家賃補助事業が1名で23万4,000円、外国人介護人材については外国人介護福祉士等就職準備金が5名で200万円、留学生の修学中の家賃を支援する留学生入学支援事業が4名で79万8,000円となっています。

慢性的に不足していた介護職員の確保のため、外国人人材の活用に取り組んできた成果が出てきたこともあり、令和5年度は外国人留学生5名が市内就業したため、申請件数のうち27件、約47%、478万2,000円が外国人人材に係る支援となっています。神岡町で外国人を受け入れた法人からは、特に必要であった夜勤のできる職員が確保できたとともに、その働きぶりに日本人職員が刺激され、職場が活性化したと聞いています。現在、古川町内に施設を持つ事業所でも外国人介護スタッフの確保の動きが出てきていることから、引き続き制度の周知、支援の継続を図ってまいります。

4点目の家族介護応援手当の増額についてお答えします。

このご質問につきましては12月議会でも同様の質問をいただいておりますので、回答が重複する部分がありますがご容赦願います。

家族介護応援手当は、在宅で常に介護する方を介護の重要な担い手と位置づけるとともに、介護事業所の負荷を軽減している面もあることから、在宅介護を支えていただく方々へ月1万円を支給する当市独自の手当となっており、最新の1月実績では96名の方へ3か月分として計279万

5,000円を支給しています。

昨今の物価高騰の際には、国の交付金を利用した追加支援として令和4年度は月5,000円の増額を行い、今年度につきましては1万5,000円分の灯油券を配布する対象としました。しかし、手当の増額につきましては市単独ということもあり、限られた財源の活用となりますので今後も慎重に検討する必要があると考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○13番（籠山恵美子）

飛騨市の様子が随分見えてきました。まず1番目の説明ですけれども、何と言っても厚生労働省がとんでもない判断をして引き下げているなどということですから、全国で今いろいろな団体がこれに抗議の運動をしたり、厚生労働省に押しかけていろいろやっていますよね。本当に大変だと思うんですね。

先ほど部長が説明された利益率のパーセンテージですけど、要するに訪問介護のところは7.8%の利益率で一番高いということですよ。なぜかと言ったら、先ほど部長の説明にも少しありましたけれども、やはり山間地のような隣から隣にすぐに行けるのではない、ぽつぽつとあるところに30分も時間をかけて移動しなければならない。その移動は収入にならない。そういう中で介護サービスをやるところと、都会のような住宅が密集している、あるいは病院に併設している移動の時間がほとんどないところで介護サービスをやるのでは全く違いますよね。そういうところが、全部ガラガラポンになって利益率は幾らだと言ったら訪問介護が一番利益率が高いじゃないかと。だったらまず基本収入を減らしましょうということですから、本当に許せないと思います。

大体働くヘルパーたちの気持ちが萎えてしまいますよね。普通のサラリーマンだって基本給が、家族手当とか何とか手当をぽつぽつといっぱいつけて、その代わりに基本給をどんと下げるなんていうことをやっていたら、結局は基本給がボーナスやなんかの物差しになるんですから、全体のサラリーマンの収入は減ってしまうということですから誰も喜ばないです。それを一番人が不足していて、しかも求められている分野の介護サービスの事業にこういうやり方を入れ込んでくるとするのは許せないという思いがしますけれども、飛騨市としてはこのことについて県の部長会議とかあるいはみんなで国に要望を上げようという動きはないんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

先ほども申しましたように令和6年4月から基本報酬の改定が行われますので、今ほど話をしましたようにもし過疎地でそういったところがたくさんあるようでしたら、そういった会で国へ要望するとか、そういったことはしていきたいと思っておりますけど、まだ始まっておりませんのでちょっと様子を見させていただきたいなということは思っております。

○13番（籠山恵美子）

4月から始まるものですからこれからどうなるかですけれども、基本的には全国的にもう既に廃業したり、倒産したりする事業所が増えているという報道ですから、いずれ飛騨市にもそういう波が押し寄せてくるのかなと大変心配でなりません。

今部長がおっしゃったのは、身体介護の支援から生活援助にシフトしていくというお話ですか。生活援助のサービスができるようなヘルパーになりやすい、そういうところをもっと増やしていくということでしたか。もう一度確認をしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

十分ではないですけど、昨日の住田議員の介護難民という方はこのヘルパーについては生まれていないということです。古川町のほうでは介護のヘルパーと生活支援のヘルパーとうまくすみ分けができておりまして、介護までという方ではなくて生活支援でいいところにはそういった形でのヘルパーが行っていらっしゃるということで、うまくその機能分化がされているということです。神岡町のほうを昨年聞きますと、昨年秋には非常に窮屈だったということで、新規の申し込みも断っていたという話もありますが、そこをケアマネージャーのほうでしっかりその方を見て、本当に介護のヘルパーが必要なのかということを見極めた上で、社会福祉協議会のあんきねっとという生活支援をやっている事業があるんですけども、そちらのほうで大丈夫な方はそちらへ誘導するという形で、今は苦しいことは苦しいんですけど何とか回っているという話はお聞きをしているところです。

○13番（籠山恵美子）

3つ目の支援策のことですけれども、確かに今回配られた資料に本当に介護事業に関する支援策はたくさんありますよね。それでも一生懸命行政も努力されて何とか人を集めよう、介護事業を順調に進めようということいろいろなことやってきたんだと思うんですよね。学生向けの支援、それから外国人を求める支援はいっぱいあります。

今お話伺ったら、外国人実習生あるいは留学生を対象にした人手の足りないところを外国人に助けてもらおうという考え方でちゃんと就労についてもらうということはとても大事なことですし、そのためにも飛騨市はダイバーシティをちゃんと確立していただいて、差別や偏見がなく、外国人でも私たちでも一緒にやっていける、手をつないでいけるような福祉事業になればいいなと思っています。ですので、なかなかその実績と言っても、相手がいるかないかで実績も変わってきますので、何とかさらに実績を上げていただきたいなと思います。

4つ目の家族介護応援手当ですけれども、他の高山市、下呂市からうらやましがられているのは、飛騨市は介護保険制度の財源の中でこれを作っているのではなくて、ちゃんと一般会計から福祉事業として手当をしていると。これを大変うらやましがられています。しかも対象になるのが短いんですよね。介護3以上、寝たきり15日以上ですか。ほかのところは3か月寝たきりが証明されないと介護手当を出さないとか、かなり条件の厳しいところもあるので、飛騨市は大変いいねと言われています。この調子でお願いしたいです。

ただ、今、家族介護応援手当を96名の方に支給しているということですが、これはこの家族が見てくださっているからいいんですよ。何とか回っているんですよ。この家族がとても仕事辞めていまで家で見れません、施設に入れてください、あるいはヘルパーに来てもらってくださいなんてことにみんながなったら、96名ですから100名近くヘルパーが不足するわけですよ。家族ですから当然なのかもしれませんが、夜まで必要なときには介護しているというこの家族

のご努力を思えば1万円では足りないとは思うんですよね。ヘルパーをやっていたらもっと収入になるのではないですか。

ですから、この家族介護応援手当、これは当然のことのようによ寝たきり者を介護するわけですから、それに見合う手当として家族と言えども、きちんとそれなりの額にして払うべきだなと私は考えているんですけれどもいかがでしょうか。これは本当に考えていただきたいのですが。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

先ほど3か月で279万5,000円という話をいたしました。これに掛ける4をすると1,000万円を超えるような数字になってこようかと思えます。市単独でこの1,000万円というお金を出していくのはかなり厳しいというところで、何とか頑張ってお出ししているところであります。

令和4年度、令和5年度につきましては物価高騰の影響、あるいは原油高の影響もあつたりしたものですから特例という形で追加をさせていただいたところがございます。来年度はとりあえず現状に戻すという形での1万円ということで予算計上をさせていただいておりますが、ここは新たな物価高騰に替わる会議として市民生活経済状況共有会議というのを新年度から始める予定にしておりますので、またその中で市民の皆さん、介護をしていらっしゃる方のお宅の状況ですとか、そんなものを判断しながら検討してまいりたいと思えます。

○13番（籠山恵美子）

時間が足りなくなつたので、よろしくお願ひします。

3つ目の質問に移ります。子育て環境の負担軽減を求めるということで質問いたします。

少子化対策は言うまでもなく、今子育てが本当に大変です。物価高騰が長きにわたる中で緊急に求められるのが、安心して子育てできるよう教育費をはじめとした様々な負担の軽減です。よつて、次の施策の見直しを求めて、市の考えを伺いたしたいと思います。

まず1つ目に、子ども医療費助成制度を18歳まで完全窓口無料に見直していただきたいと思ひます。

各医療機関によつて誤解やトラブルとなつている高校生の償還払い、もはや18歳まで全てを窓口無料と徹底して、安心して利用できる制度に改善していただきたいと思ひます。国は地方自治体が医療費助成をすると、国民健康保険の国庫負担を減額するというペナルティーがあるんですよね。調整措置と言ひますけれども、このペナルティーが新年度から18歳未満までを対象に廃止することを正式決定いたしました。これまでペナルティーを回避するために償還払いとしていた多くの自治体があるんですけれども、安心して窓口無料にできるんです。ぜひ、飛騨市も改善して、安心して18歳まで病院に行つたら窓口でお金を払わなくてもいい、そういう制度に全部をしていただきたいと思ひます。

2つ目に、給食費の値上げをやめる。

物価高騰によつて4月から値上げが予定されています。生活が苦しい子育て家庭にとつて、この値上げは傷に塩を塗る行為そのものであります。財源をきちんと確保し、値上げをやめることを求めたいと思ひます。

3つ目に、放課後児童クラブなど学校業務のアウトソーシングを見直していただきたいと思ひ

ます。

利益を生まないこれら学校業務をなぜアウトソーシングなのか、私は甚だ疑問です。民間のノウハウを活用と言いますが、それは何なのか。利益にならない学校業務に特別なノウハウを民間は持っているのか。公共サービスの提供、これも一体どういうことなのか。たくさんの疑問に納得いくまで答えていただきたいと思います。

私は、子供たちにとってのこれらの最善策は市直営にほかならないと考えております。市の説明を求めたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目の乳幼児医療助成制度についてお答えします。

高校生世代の医療費助成制度は令和2年4月から開始され、当時、飛騨地域では初の施策でありました。当初から、医療機関窓口で一旦医療費を支払っていただき、後日市役所にて払い戻しの手続きをしていただく償還払いにより運用をしているところです。今日では高山市や下呂市においても高校生世代の医療費助成制度が開始されていますが、飛騨市とは異なり、窓口無料の取り扱いとなっています。

こうしたことから、窓口無料の取り扱いについて市民の声があることは承知していますが、償還払いの取り扱いから変更しない方針としています。その理由といたしましては、医療費の負担を通じて様々なことを学ぶ大人の準備期間である高校生世代に対して、子ども医療費助成制度は税金や健康保険などの保険料によって負担されていることを実感していただき、併せて税の使途や制度維持のためにどういった行動が必要なのかなど知る機会、考える機会のきっかけとして飛騨市で健やかに成長してもらいたいと考えているためです。

なお、毎年3月に中学校を卒業するお子さんがいる世帯に高校生世代の医療費助成制度についての案内を送付していますが、今年度においては「高校生世代も、実は医療費がかからないって本当？」というタイトルのチラシを同封し、子ども医療費助成制度と、その医療費負担の仕組みなどの周知広報に努めております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

私からは、2点目の給食費の値上げについてお答えします。

昨今の物価高騰の影響から、令和4年度には6月に、令和5年度には当初予算及び9月補正予算にて物価高騰対策費として一般会計予算から給食費特別会計に食材費の補填を行ってまいりました。しかしながら物価高騰は収まる様子もなく、やむを得ず令和6年度の給食費の改定について検討を進めてまいりました。

改定に当たりましては、11月から12月に市内小中学校の保護者の皆様に対して令和6年4月か

らの給食費改定の案と説明文を配布し、インターネットによる意見の聴取を行ったところです。結果として43件のご意見をいただき、中には家計への影響に言及されるご意見もございましたけれども、給食費の改定に反対するご意見はございませんでした。それよりも「折からの物価高騰の状況から給食費の改定は仕方ないが、給食の質を上げてほしい。成長期の児童・生徒に必要な栄養を確保してほしい。」という意見が多く、給食費の改定についてはご理解いただけたものと考えております。なお、このような意見やご要望については給食日よりなどで回答をさせていただいているところであり、今後も引き続き給食の質の向上や栄養の確保に努めてまいります。

籠山議員からは、今までも再三、給食費に関するご質問いただいておりますけれども、給食費の支援を子育て支援方策の1つとするならば、必要とする支援と、支援すべき対象者を的確に見極め、そこに当てはまる支援策を講じるという市の方針は今後も変わることはございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、3点目の放課後児童クラブのアウトソーシングの見直しについてお答えします。

来年度から実施のアウトソーシングは、学校管理業務のうち児童生徒支援員、学校図書館司書、校務員、放課後児童クラブ運営の4つの業務について行うものです。アウトソーシングのメリットの1つは人員確保です。これまで各業務において欠員が発生した場合は、市役所総務課を通して公募をかけ選考し、新たな職員を配置してきました。しかし、ここ数年は公募するものの応募が少なく、時には全く応募がない状況が続き、2名配置すべきところを1名で業務を行わなければならないなど、職員への負担が大きくなるケースがありました。また、放課後児童クラブを利用する児童は年々増加傾向にあり、特に夏休みなどの長期休業日には事前利用申請では100人を超える登録者があり、そのための指導員を確保したり、配置を調整したりすることに苦慮しているところです。

今回、業務委託の実績がある事業者を公募型プロポーザルにより選定し包括的に業務を委託することで、夏休みなどの長期休業日には業務がない児童生徒支援員や学校図書館司書の方が放課後児童クラブ指導員として業務に就くことも可能となります。さらに、放課後児童クラブ教室は日によって時利用する児童数に増減があるため、利用状況によって他の教室から指導員を配置するなど、利用する児童数に応じた適切な指導員の配置ができ、より安心・安全な放課後児童クラブの利用につながります。このような柔軟な対応は、従来の会計年度任用職員の制度ではできなかったことです。

また、受託事業者には全国各地での業務実績があるため、そのノウハウを活用することができます。例えば業務別にミーティングを行い、業務に必要な情報を速やかに共有し従事者同士の連携を強化したり、様々な小さな課題を早めに解決したりすることができます。そのほか事業者専属の講師による研修もあり、業務の質の向上につながっていきます。また、時には急な欠員が生じる場合がありますが、飛騨市営業所には3名の職員が常駐する予定で、日頃から各現場を巡回し、各業務の習得にも努めますので、突発的な欠員にも対応できる見込みです。さらに、学校行事等の一時的な増員等にも対応が可能となります。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○13番（籠山恵美子）

3番のアウトソーシングの問題は新年度予算にも出てくるので、そこでしっかりとやりたいと

思います。ただ、骨格だけちょっと教えてください。外部委託する民間、株式会社共立ソリューションズという名前の企業だとお聞きしましたがけれども、これにはどういう実績があるんですか。この民間に委託したら人材がしっかり確保できる根拠は何ですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

今の受託業者は各地で実績を持っておりまして、昨年議員にもご覧いただきましたけども、美濃加茂市で放課後児童クラブの様子を見ていただきました。そのような実績が数々ございます。人員が確保できるということは、応募した時点で人員を確保しますということで選定をさせていただいておりますので、人員は確保できるものと思っております。

○13番（籠山恵美子）

1番、2番の問題ですけれども、なぜ高校生が償還払いかというのは、最初にこれをスタートしたときに市長にしっかりお聞きしました。やはりその年代になったら社会性を身につけてほしいという、大まかに言うとそういうことですよ。それはそれで私もずっと理解しておりましたが、今なぜトラブルになるかという、高山市内のお医者さんにかかったときに、窓口業務の病院のスタッフが飛騨市の償還払いをちゃんと理解していない。だから飛騨市はやっていないよと突っぱねられてしまう。そういうことで泣き寝入りしてしまったというケースが結構あるんですよ。驚きました。

飛騨市の条例に「乳幼児子供医療助成制度」って書いてあるんですけども、全国は「子ども医療費助成制度」なんです。18歳までが子供ですから。お母さんがそんなはずないのになと思ってホームページを開いたら「乳幼児医療制度」で、じゃあ高校生は駄目なのかなとなってしまいうケースが結構あるんですよ。これではまずいなと。どんなに理念がよくてもそれが実際に助成することになっていないのであれば本末転倒だろうなと私は思うので、今度高校生にもチラシを配るということでしたから、高校生自身それからその保護者がしっかり理解して利用してくれればいいと思うんですけども、お願いします。

それから給食費の値上げですけど、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものがありましたけど、今これが物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金に組み替えられまして、飛騨市は1億618万円が令和5年度に入っています。そのうち新年度への繰り越しが1,000万円。この中身は選びなさいと。子供の給食の値上げに使いなさいと国が推奨しているんですよ。これを使ったらどうですか。教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

繰り越す分は本当にごくわずかでありまして、追加の交付があるかどうかというのはまだ議論されておりません。ただ、推奨メニューってもっとたくさんありますので、全部やると足りません。推奨メニューに入っているから使うという話にはならないというのがこの交付金であるということをご理解いただいて、飛騨市として必要があるものにきちんと充てていくという方針は堅持してまいりたいと考えておりますので、今後国の補正予算で物価高騰、あるいは様々な交付

金が出てくるのであれば、定期的にやっております市内の情報共有会議を通じて定点観測した情報を元に、しっかりとどこが弱いのか見極めて対応を取っていきたいと思います。

○13番（籠山恵美子）

時間がないので、続きはまたの機会にやりたいと思います。これで質問を終わります。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で13番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時45分といたします。

（ 休憩 午後1時41分 再開 午後1時45分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

4番、水上議員。

〔4番 水上雅廣 登壇〕

○4番（水上雅廣）

発言のお許しをいただきましたから、質問をさせていただきます。

今回の選挙で議会側の顔ぶれも変わりました。このたびの選挙の関心事、これは人口減少があったのかなと思いますし、今回の一般質問の中でも何人かの議員が触れております。飛騨市は人口の急激な減少が続いています。今回質問する内容については以前にも質問をいたしました。そのときに相当丁寧な答弁もいただいておりますが、今現在、総合政策指針や行政改革大綱が終期を迎えようとしておりますし、今後の市の政策テーマ「持続可能な飛騨市」というふうに掲げてございますので、その後のことも含めてお尋ねを再度したいと思います。そこで、資料のほうもお渡しをしておりますのでお聞きしたいと思います。

まず表1ですけれども、総括表になっております。飛騨市の人口は合併後20年間で7,883人、26%減りました。前市長は危機感を持ち、人口減少対策実行プランを作成し様々な対策を講じられましたが、それでも2015年の調査では減少率は前回とほぼ同じの7.6%、県下21市中、3番目の悪さでありました。減少率の増加はやや止まりましたけれども、減少率を下げるというところまでには至りませんでした。ところが都竹市長就任直後から状況が急激に悪化し、前回調査では減少率も減少者数も大幅に増え、21市中2番目の悪さとなりました。このままだと来年の国勢調査では2万600人、6年後の調査では1万8,800人まで減ってしまいます。

表2は、旧町村別の推移になっています。右側の20年間の減少率を見ると、宮川町では半分以下、河合町でも42%減少しました。両町は既に地域としての存続ができるかどうか、そういう瀬戸際にまで来ているのではないかと。

ところが合併直後の2003年に国立人口問題研究所が行った将来予測と比較すると別の景色が見えてきます。表3の中央でございますけれども、このとき20年後の飛騨市の人口を2万6,500人と推計してまいりました。ところが実際は2万2,500人となり、推計との差は3,980人に及びます。右側ですけれども、これは飛騨市がこのときの推計の2倍のスピードで人口が減っていることを示しています。内訳を見ると、役場がなくなってしまった河合町、宮川町、神岡町の減少率が高くなることは当たり前のこととして、表の中央ですけれども、行政機関が集中した古川町の2020年の推計値が1万5,700人だったのに、実際は1万3,700人となり、その差の2,060人は市全体の誤差数の半分以上を占めています。そして、右側の数字は古川町が推計の5.4倍のスピードで人口が減っていることを表しています。

そこで表4、古川町の人口推移を見ると、2015年の調査では前市長が行った対策の効果が表れ、5年間の減少数が622人となり、その前と比べて104人、減少率も4.6%から4.1%へ下がりました。都竹市長になると減少数が913人に増え、減少率も6.3%まで上がってしまいました。このままだと、今後20年を待たずに1万人を切ることとなります。古川町も他の3町と同じように人口崩壊が始まっているのです。

表5は、隣の国府町との比較です。20年間で古川町の減少率が国府町を下回ったのは前市長のときだけでした。そして古川町は20年間で2,528人、15.6%減ったのに、国府町は546人、7%の減にとどまりました。

表6は、両町の年代別の比較です。古川町は、前回の調査では14歳までの人口が5年間で16.6%、特に右端ですけれども、4歳までの人口が23.7%の減となりました。5年間の出産者が4分の3まで落ち込んでしまったのです。前市長のときには、上段のとおり全く逆の数字でした。今の古川町に対し、出産世代から厳しい評価がくだされているのです。

こうした状況を前提に、人口減少がもたらす影響について述べます。

令和2年2月に策定された飛騨市総合政策指針の現状と課題のところに、次の記述があります。「旧町村単位毎で見ますと、古川町が横ばいで推移しているのに対し、神岡町の減少が顕著に現れています。」。私の認識は逆です。河合町、宮川町は危機的状況にあり、古川町は表3が示すように横ばいどころか20年前から人口崩壊が始まっています。反対に、神岡町の減少率は役場がなくなったのに合併前の人口推計と比べ1.4倍にとどまり、よく健闘されている。これが現実だと思います。そして、これには理由があります。どうしてこのような実態が生じたのか、このことを理解しようとしなくて解決策は導き出せない。

急激な人口減少は、様々な危機的困難を生み出すと思っています。3つ述べます。

1つは、財政の危機です。飛騨市の最大の歳入は地方交付税です。地方交付税とは、国が定める最小限の行政サービスを保障する制度です。具体的には、税収の少ない自治体が必要最小限の行政サービスが行われるように不足する財源を国が交付します。地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分かれています。普通交付税とは、自治体ごとに必要な経費を機械的に算定し、税収だけでは不足する額が交付されます。国の出口ベースでは総額の94%、昨年度の飛騨市には65億円が交付されました。特別交付税とは、普通交付税に算定されない経費、例えば除雪経費や災害に対する経費などが該当します。特別交付税は国の出口ベースでは6%、昨年度の飛騨市には10億円が交付されました。

普通交付税は、教育費であれば学校数、学級数、児童・生徒数などから。道路橋梁費では、市道の延長、面積、橋の数などから必要額を算定します。そして最も金額の多い算出単位が人口の総数で、14の項目に用いられ、算定総額は人口1人当たり年間18万6,000円になります。これには先ほどの児童・生徒数など個別単位を含んでいません。もう一度、表1をご覧ください。2020年の国勢調査では、2,158人の人口が減少しました。これに18万6,000円を掛けると4億円となります。国勢調査の結果によって普通交付税がこれだけ減ることになります。合併前からの減少数7,883人に掛けると14億7,000万円になります。合併後、14億7,000万円が減ったこととなります。実際、普通交付税が78億円だった年もあります。

では、なぜ現在財政運営ができているのでしょうか。1つには、国の地方交付税総額が20年前と比べて2割ほど多くなっていること。その頃15.4兆円だった総額が、最近では18兆円から19兆円で推移をしております。2つには、飛騨市が合併後行った厳しい行財政改革の成果。合併時600人いた職員は12年後の前市長退任時には450人まで減っていました。150人減らしたということです。3つ目は、ふるさと納税です。現在の制度は前市長が構築し、都竹市長が楽天とのオンラインモールを導入し現在に至っています。2020年の調査による4億円の減収は、ふるさと納税で補填されています。

問題はこれからです。来年の国勢調査で前回ほど減少すれば、普通交付税は4億円減ります。6年後の調査でも、11年後の調査でも、さらに4億円ずつ減る。年間10億円以上の歳入減となります。しかも、この状態はさらに続くこととなります。一方、昨年度の市の決算は13億円の黒字と公表してあります。これは間違っていないが、正確でもありません。この中には前年度からの繰越金19億円が含まれているため、単年度では6.7億円の赤字。基金への出し入れを差し引いても純収支は4.6億円の赤字です。飛騨市の財政は、いよいよ赤字体質に陥りました。そして、今後人口減少によって引き起こされる地方交付税の減少には、補填できる財源が基金の取り崩ししか残されていません。

市長は、この事態に対してコンパクトシティと称して財政規模を小さくすると説明されますけれども、実際はそのようなわけにはいきません。なぜなら、民間企業の経費が固定費と流動費に分かれているように、市の財政も人口が減少しても減らすことのできない固定費がほとんどだからです。これを経常経費と言っています。もっと具体的に言うと、地方交付税の算定には観光施設などの地域振興費も、文化施設、体育施設などの社会教育費も、職員の人件費も人口によってほぼ一律に算定されます。正確に述べれば振興事務所経費だけは加算されますけれども、十分ではありません。指定管理に委託している観光施設はどれだけ造っても地方交付税は増えません。なぜなら、国が定める必要最小限の行政サービスとは認められないからです。市内には入浴施設5か所、スキー場2か所、ホテルや宿泊施設、大型観光施設は幾らあるのでしょうか。コンサートホールや図書館、公民館、巨大な西庁舎も同じです。それどころか、これらの施設は今後大規模改修が必要となります。だからこそ、維持管理費を見込んだ身の丈に合った施設建設が必要だったのです。

11年後の飛騨市の人口は1万7,000人になります。旧古川町は1万6,369人でした。そのときの職員数は148人。そのうち管理職はわずか15人でした。広域で処理していた清掃施設や消防署の職員を含めても180人程度でした。もちろんスキー場やコンサートホール、大型観光施設はありませ

ん。図書館は旧吉城高校の校舎、病院どころか診療所もありませんでした。飛騨市の財政が赤字体質に陥ったのは当然の出来事です。

2つ目の危機は、民間のサービスが低下することです。旧古川町と旧高山市は人口規模で4倍の格差があります。ところが商店の売り場面積や品揃えはもっと格差があり、その高山市でも富山市周辺と比べると格段に落ちます。民間のサービスは人口に比例するのではなく、指数関数的に変化するのです。飛騨市の人口がこのまま減り続けると、商店の撤退や廃業が相次ぎ、そのためますます暮らしにくくなり、その結果、さらに人口が減少するという負のスパイラルに陥ります。古川駅前状況は当然の結果と言えるかもしれません。

3つ目の危機は伝統文化が継承できなくなることです。数河獅子の奉納が昨年限りとなりました。でも、そうしたことはあちらこちらの神社で起こっていることです。市長は古川祭の本を作成中だそうですけれども、十数年後には古川町の人口が1万人、20年後には1万人を割り込んでしまいます。高齢化率が50%に近くなる中で、起し太鼓どころか屋台の維持すら困難になります。神岡祭も同様です。河合町や宮川町も以前から厳しい状況になっています。祭りが消えようとしているのです。

そこで市長に伺います。市長は2年前の私の質問に対して「人口問題は長く関わってきた得意分野である。移住・定住政策を実施している。各種補助制度が充実している。」と答弁されました。その効果は現れたでしょうか。令和2年10月と3年後の昨年10月の住民基本台帳の人口の差がマイナスの5.4%、これを5年ベースに置き換えるとマイナスの9.1%になります。前回の国勢調査よりも人口減少のスピードがわずかながら増えることになります。飛騨市の危機は人口減少によってもたらされているものです。全国には人口減少対策を積極的に行い、効果を生んでいる自治体もあります。市長には、有効な人口減少対策が求められています。前市長と比べて、なぜ人口減少が再び加速したのでしょうか。都竹市長はどのような対策を取られるのでしょうか。

都竹市長は2年前に旧古川町と旧国府町の間人口減少に差が生じた理由を、いろいろと丁寧に説明をされました。ここではいろいろありますから「るる」と書いておりますけれども、説明をいただきました。その対策は十分に講じられたでしょうか。前市長は旧国府町も含めた高山市への人が流れないように福祉、住宅、教育、産業、都市計画、そういった細部にわたって施策を行い、旧古川町と旧国府町の間人口減少の比較においては結果を残されました。都竹市長は2年前の答弁後、どのような対策を取られ、これからどのような対策を取られるのでしょうか。

自治体の財政規模は、概ね人口で決まります。飛騨市の人口は合併後減り続けています。それに伴って財政規模を縮小していかなければ、財政はやがて立ち行かなくなります。前市長だけでなく、旧町村の首長は人件費や委託料などの物件費、補助金、施設の管理費などを減らすよう努力されてきました。しかし、都竹市長は行政組織を細分化し、それに伴って管理職を中心に人件費を増やされました。旧神岡町が民間に譲渡したスキー場も、市の施設として再開されました。委託料や補助金も増えています。市長はインタビューで「人口減少を前向きに。行政サービスを持続可能にする。」と発言されております。地方交付税が減り、財政規模が縮小する中でどうすれば行政サービスを維持可能にできるのか伺います。

既に赤字体質に陥った飛騨市の財政は、国勢調査のたびごとに地方交付税がこれからも際限なく減っていきます。多くの施設や職員の人件費、団体への補助金や委託料が人口減少によって課

題となってしまったのです。今早急にこれら全てを削減する方向に行かなければ、基金などあつという間になくなってしまいます。積極的に行政改革を実施し、財政を立て直す必要があると思います。市長の考えを伺います。

△市長（都竹淳也）

ご質問の中に根拠や趣旨についてちょっと疑問の点がありますので、議長、反問の許可をいただいてよろしいですか。

◎議長（井端浩二）

反問を許可いたします。

反問に対する水上議員の答弁は、質問時間に含めないものとします。

△市長（都竹淳也）

議会基本条例第10条第3項、質問を受けた後、私が答弁する前に反問するというのがルールということですから、このタイミングでご質問させていただきます。3点、順番にご質問いたします。

まず1点目ですが、ご質問の2点目のところで「前市長は、旧国府町も含めた高山市へ人が流れないように福祉、住宅、教育、産業、都市計画の細部にわたって施策を行って、旧古川町と旧国府町の間の人口減少の比較においては結果を残された。」今そうご発言をされました。前市長時代の施策、これは具体的に何を言うのか。そしてその施策が結果を残したと断じられる根拠を教えてください。よろしくお願いいたします。

○4番（水上雅廣）

前市長の実績についてということでございましたから、思い当たるところを述べさせていただきますと思います。

まず子育て、それから若者の定住、飛騨市に残ってもらいたい、そのためにどうやったらいいのか、そういう施策について、前市長はいろいろなことで心配りをしなければいけないということで苦心をされておったと思っています。

特に市長は前に、「人口減少を語ったりするときに、上から目線ではないんだ。」とおっしゃいました。前市長もそうだったと思うんです。一例を申し上げれば、商工課をつくってその職員に企業訪問を定期的なずっとさせました。それはやはり企業目線に立って職員がしっかりとその思いを受け止めてきて、施策に反映させられるようにしっかりと意見を述べよということだったと思っています。

それから農業振興の面でも、当時は農業が非常に厳しい状況になってきて、例えば農業試験場で新規作物で米とか、トマトとか、いろいろ出されてきた。しかし、あの時代になると停滞してしまった。だけどやっぱり何かしなければいけないということで農業政策会議を開かれて、いろいろな団体との聞き取り調査をされました。そのために農業試験場のいろいろな手だてを、市費を投入してとは言われませんでしたけれども、ずっと通いながら新たなものを作っていくということで奔走されていたというふうに記憶をしています。

具体的に申し上げれば、当時、もう10年も前ですから国の政策も多分変わっていますから補助制度も変わっていると思いますけれど、例えば先ほどご質問にもありました保育料は、高山市よりも低くなければとどまってもらえないのではないかとということをおっしゃっていた記憶があ

ります。なので、当時は高山市よりも安かったと思います。それから中学校までの医療費の助成も先駆けてやられたと思いますし、任意予防接種などもやられたと記憶をしております。それから、今市長はずっと障害者福祉に対して積極的にいろいろやっておられますけれども、当時も特別支援学校の誘致にも積極的にやられたと記憶していますし、不妊治療とか結婚相談、大きな金ではなかったでしょうけれどもやられました。あとは介護。これも先ほどの籠山議員の質問にもありました。今の市政は一生懸命取り組んでいらっしゃるんですけど、あの頃から介護をする人、介護される側、そういったもののサービスというのは大切なんだ、それが子育てにも直接影響するのではないかということで、そういう思いの中で施策も講じられてきたと思います。

それから住宅の関係で言えば、リフォーム補助金。いろいろなご批判もあったような記憶もありますけれども、かつて古川町は土地区画整備が盛んに行われて、住宅施策を進めてきていろいろところで人口を食い止めたいとされていたと伺っていますけど、そんな時代はもう過ぎて、その後どうするんだということで考えてきた中で、介護、それから子育て、いろいろな環境を整備することに含めて3世代同居を中心としたリフォーム補助金というようなものもやられました。こういったことはある程度成果が残ってきたのではないかなと思っています。

もう1つ、反問をいただいたので、ついではたしてませんが申し上げますと、私は今の質問を全て都竹市長にやってくれとか、そんな思いの中で言っているわけではありません。例として前市長を出しましたけれども、私は危機をあおるつもりも何もありません。ただ、こうした実態もあるんだということは皆さんにもある程度は知っていただきたいという思いの中で述べさせていただきました。その中で前市長の例を取り上げさせていただきましたけど、何でもまたというような思われ方もするのかもしれませんが、ただ、市長が変われば、これは市政の在り方そのものが変わっても当たり前だと思っています。

以前、私がそちらにいたときに、部長としての最後の答弁だったと思いますが、こちらの議員から「あなたの答弁でこういうことがあったけれども、変説したのか。」って言われた。私そのときに「いやいや、私はそんなこと言えるわけないでしょう。その発言は市長がされたので一部長がそんな市政を左右するような発言はしませんよ。」と何だかんだ言ったときに市長が助け船を出してくれました。覚えていらっしゃるませんか。そういったこともあって市政が変わったから在り方がおかしいとか、そういうことではないと思っています。

前の市長も2期で退任されたのは、新しい方に新しい市政をやってもらいたいという思いが多分あったんだろうなと私は勝手に思っていますけど、要は、私は都竹市長のやり方で人口減少を食い止めて、財政危機に陥らないように、行政サービスや民間のサービスを低下しないようにそういったことをしていただきたい。特に私が住んでいる宮川町、それからお隣の河合町、先ほど申し上げたように人口減少がもう激しい。先般河合町と宮川町の宿日直体制の廃止に関する説明会を開いてくれました。職員が説明してくれましたけれども、参加人数も少なかった。ある方が「もうこの先本当に全部なくなってしまうのではないか。」、そうおっしゃった方がいらっしゃいます。ある方は「諦めかな。」とおっしゃった方もあった。こうした雰囲気にはなってほしくないというか、そういうふうにならないように頑張りたいなど。これが私の思いの一端であります。

△市長（都竹淳也）

今私が質問させていただいたのは、旧古川町と旧国府町の人口減少の比較において効果があった、前市長の施策は成果があったと。言い換えると、私になって成果がなくなったという話だったので何がどう具体的な施策なのかをお聞きしたという質問です。

今伺うと大半は私になっても続けています。さらに拡充しているものがある。今のお話だと恐らく私のご質問の答えになってないと思いました。後ほど答弁のときに申し上げます。

2点目です。ご質問の中でこういうことをおっしゃいました。「旧古川町はスキー場とかコンサートホール、大型観光施設がなかった。」と。飛騨市の財政が赤字体質に陥ったというのが、お話を聞くとほかの町村にこういった施設があったから赤字体質になったんだとしか私は聞こえませんでした。本当にそんな認識でおられるのかどうか、これを確認したい。もしそうだとすると、飛騨まんが王国とか、飛騨かわいスキー場が原因だということになります。河合町、宮川町でないとなれば神岡町に施設があったのが原因だということになってしまうので、どういふご趣旨なのかいま一度聞きたいです。

○4番（水上雅廣）

全くそういう思いはありません。ただ、当時からこうした施設は危惧されておったということをおし上げたかっただけです。

△市長（都竹淳也）

分かりました。

3点目、コンパクトシティの話がされました。「市長はこの事態に対してコンパクトシティと称して財政規模を小さくすると説明されます。」と。先ほど確かにそういうふうに明確におっしゃいました。私はこういった考え方を持っていないので、説明した記憶もありません。なので念のため過去8年間の議事録を全部調べてみました。一切そんなことを言っていない。総合政策指針とかにも書いてない。これは一体どこの話をどういうふうに引用されたものなのか教えていただきたい。

○4番（水上雅廣）

資料を作成するときに、市長はこれを本当に言ったかどうかというのは私も定かではなかった。ただ、市長がどこかの会場でこういうようなことを言われたとお聞きをしたものですからこのように書かせいただきました。これが違うのであれば明確に否定していただいて結構だと思います。逆に否定されることを望んでいます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

3点答えていただきましてありがとうございます。ご質問いただいた件、全部私からご答弁申し上げます。

まず1点目であります。人口減少についてのお尋ねです。

飛騨市の人口減少が進む要因でありますけれども、自然動態として、まずその面から見ますと人口の多い高齢世代における死亡者数の増加、それから出産適齢期の女性人口が既に少なくなっ

ていること、それから未婚率の上昇、この3つで説明できると考えております。それに加えて特に2017年頃から死亡者数の水準が高くなっておりますので、これが1つの要因となっております。

それから社会動態であります。これは主に職業上の理由及び進学による転出が転入よりも多いというのが明確な原因です。しかし、この水準はマイナス100人から200人の間を推移しております。このトレンドは過去20年間ほとんど変わっておりません。これは長期トレンドですから、先ほどご質問にありましたように前市長の任期と私の任期を比較して論じるようなことではないと考えております。

そもそもかねてから申し上げておりますように、私自身は人口減少には即効薬も特効薬もないと考えておまして、人口と政策を直接的に結びつけるという考え方も持ち合わせております。それゆえ人口減少に歯止めをかけるとか、人口減少を緩やかにするということを申し上げたこともございません。本市においても一般的に人口減少対策と言われるような、例えば移住定住の促進ですとか、各種の子育て支援などに多数取り組んでおりますけれども、これは移住される方を温かく迎え入れたり、子育て世帯の暮らしやすさを向上させるための施策であって、人口減少を緩やかにするという効果を求めているものではないということでもあります。同様に、市民が暮らしやすいまちづくりを全方位的に進めることが結果的には人口減少対策になるという考え方で市政に取り組んでおりますので、お尋ねのようにどれが効果を示したんだというようなことについてはお答えすることができないということでございます。

先ほど確認もさせていただきましたけれども、「前市長時代は市の政策が人口の動きに対して功を奏した。」という趣旨のご発言がありました。しかし、人口学的に政策と人口変動の関係が明確に証明されたことはないと考えております。仮に政策的に効果が出るとしても、全国的な長期間にわたる社会的な変化の中で初めて功を奏するものでありまして、小規模自治体の5年、10年という取り組みで変化することはあり得ないと考えます。

「全国的に人口減少対策が功を奏しているとして取り上げられる自治体があります。」、そのようなことも今おっしゃいました。しかし、個別に分析すると、地理的要因等によるものを政治的に喧伝されているものばかりでありまして、明確なエビデンスはないと承知しております。そもそも何かの政策を持って人口を動かすことができるという考え方を取ること自体が大きな誤りではないかと思えます。

先ほど幾つかの政策をお話をいただきました。しかし、先ほど申し上げましたように、前市長時代の政策と私の政策、極端に変えてしまったものがあるわけではない。大半のものは引き継がれています。そうすると、先ほどのように前市長時代はこういう政策をやったから国府町と古川町の間の人にプラスの影響があった。私になって変わったということは言いようがないはずでありまして、これはご質問自体が根拠に乏しいものだと断じざるを得ないということでございます。

それからコンパクトシティ発言、これについては先ほど申し上げましたが、私はそういう考え方を持っておりませんし、少なくとも公にこうした考え方を表明したことはないということでもありますから、その点は明確に否定を申し上げたいと思えます。

それから資料中で国立社会保障・人口問題研究所による平成15年の将来人口推計と令和2年の

国勢調査の結果を検証しておられます。しかし、古い推計と実数を比較することには大きな意味はない。ましてやそれを成績のように語られることには強い違和感を覚えます。なぜなら、当時推計に用いられた出生率とか生残率、純移動率といった仮定条件、これは現在の社会トレンドとは大きく変化をしておるわけです。変化をしているからこそ時々の変化を反映させるために5年ごとに人口推計をやり直すわけでありまして、実際にトレンドが変化するんですね。例えば飛騨市の具体例を挙げますと、国勢調査による年代別の人口移動を分析してみると、近年は高齢者の転出が増加しているという傾向が見られる。これは平成15年当時にはなかったことです。そうすると、おそらくかつては高齢となった親元に子供世代が帰ってくるというケースも見られたけれども、現在は逆に都市部に暮らす子供のところに引き取られていくケースのほうが多いというトレンドではないかということでありまして、これは修正をしなければいけない。ですから、かつてのものと今のものを比較するのは、あまり大きな意味がないということになるわけでありまして、

いずれにしても人口は目標立ててどうこうしようというものではなくて、あくまでも社会全体の流れの指標として捉えて、対応する政策を立案する指針とすべきものというふうに考えております。

それから、次に2点目の旧古川町と旧国府町の間での人口減少についてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど触れていただきましたが、令和4年の3月議会で議員のご質問に応じて答弁をしておりますので、振り返っておきたいと思っております。その際、私の見解として申し上げましたのは、まず統計データ上、そもそも旧町村単位での分析ができないわけです。その数字がないわけですから、高山市、飛騨市それぞれの全体のデータから分析するしかない。それを総合的に推察した見方として幾つか申し上げたわけでありまして、そこで申し上げたのは旧古川町から旧国府町へ移り住んだ人が多かったから、旧国府町は人口が増え、旧古川町は人口が減ったというような単純な構造にあるわけではないということをお知らせしたわけですね。

そして2015年から2020年までの全高山市との人口移動を見ると、働き盛りの20代から30代が116名での転出超過であるのに対して、家族とともに移動する15歳未満では23名の転入超過であるということですから、恐らく推察するに、若い世代が結婚するにあたって飛騨市内に適当なアパート等がないことから高山市内に住居を持つものの、一定の年齢になった際に子供を伴って市内に再び居を構えるケースが多いのではないかという見方を申し上げたわけですね。それに対して政策として若者世代の住環境に着目し、民間事業者による宅地分譲地整備の促進や賃貸住宅の建設に対する支援制度の創設、移住者支援策のさらなる充実などを図っていく旨をご答弁申し上げたわけでありまして、

それに対する以降の対策及び実績として、物価高騰により不動産業界に逆風が吹く中であっても、令和5年度には支援制度の活用を見込んだ民間賃貸住宅1棟が古川町内で建設をされております。また、民間事業者が独自に行う宅地分譲地の整備も複数箇所が進められておりますし、令和6年度当初予算においても住宅新築を目的とした宅地分譲地の購入者に対する新たな支援メニューを盛り込んでおるところでございます。令和5年度から大幅に拡充した空き家等の賃貸住宅への改修補助制度は多くの申請や相談が寄せられておまして、住まいの選択肢の充実と空き家の有効活用につながっているものと考えておるところでございます。

ちなみに、岐阜県の人口動態統計調査による令和4年10月から令和5年9月までの転入転出差は、市制施行後、最小となるマイナス69人という数字でありました。市全体の出生数、今年は下がっておりますが、2000年以降ずっと右肩下がり減り続けてきましたけれども、2019年以降2022年までは3年連続でわずかながらですが増加をしておりました。さらに令和5年度におけるUターンを含む移住者数は、本年1月末時点で185名となっておりますし、「田舎暮らしの住みたい田舎ベストランキング」では「全国の人口3万人未満の市」総合部門第3位、「東海エリア」総合部門第2位と上位にランクインするなど、移住候補地としての認知も高まっておることとございます。

私はこれを自分自身の政策の成果だと申し上げるつもりは毛頭ございません。しかし、人口の議論をされるのであれば、こうしたデータは承知しておかれるべきであろうと思います。いずれにせよ、日本全体が急激な人口減少に直面している中で、基礎自治体の一部分に過ぎない隣町同士を人口総数で単純比較して、ましてや人口を引っ張り合うなどという議論は全くもってナンセンスであるということをお願いしておきたいと思っております。

それから3点目と4点目、持続可能な行政サービスの具体案、行政改革は関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

今後の行政サービスの持続可能性を考える上で、飛騨市の財政構造から考えて地方交付税の動向が鍵を握ることは昨日の一般質問でも申し上げたとおりです。この点につきまして先ほどのお話をされました。間違いがたくさんあります。順番に申し上げます。

まず地方交付税ですけれども、主に人口をベースに制度設計されておまして、これはご指摘のとおり人口が少なくなれば交付税の額も減ってきます。しかし、人口が減少した割合で交付税が減っていくというわけではありません。これは人口減少の高い自治体に配慮した特別な補正措置が行われておまして、基準財政需要額の算定において人口数値急減補正という調整がかかり、現実の人口に合わせて数年かけて緩やかに減少していくというふうに設計されているからであります。さらに、そのほかにも例えば地方創生や、子供・子育てに関する新たな算定項目が設定されたり、様々な補正もかかりますので、その複合要素で交付税措置額が決まってくるということでありまして、前提にしておられるような単純な減少にはなっていないということでもあります。

具体的な数字を見てみたいと思うのですが、交付税算定における人口は5年に一度の国勢調査に基づいて算定されます。直近は令和2年度でした。その前は平成27年度です。この人口が反映されるのは翌年度ですので、翌年度の交付税、つまり平成28年度と令和3年度の交付税額を見てみたいと思うんですね。この5年間の間に人口はどうだったかという、2,158人減りました。マイナス8.7%の減少です。一方、交付税額、平成28年度は66億3,400万円であるのに対し、令和3年度は68億900万円と逆に2.6%増加をしています。

直近の数字も見てみたいと思います。飛騨市は起債残高の削減で公債費を減らす方針としていますから、当然見合いの交付税措置額は減っていきます。ですので公債費分を除いた交付基準額で見なければいけないわけですので、公債費を除いた基準額で見ると、令和3年度と令和5年度の比較では47億9,200万円から47億2,500万円と、わずかに1.4%、6,700万円の減少ということにとどまっております。人口ほどの減少になっていないということですね。

国からの出口ベースでの交付税総額は、そもそも年々右肩上がりが増えてきておる。これはご

指摘になったとおりです。さらに高齢化に伴う社会保障財源も手当てされて、職員人件費や物価高騰分などの必要行政経費も上乘せされています。これを支える地方交付税の原資である所得税や消費税なども堅調でありまして、現在の賃上げや物価の高騰に伴ってこれらの税は額面に比例して増加していくと見込まれます。国の特別会計において、交付税の原資となる財源不足を補う臨時財政対策債が近年では大幅に縮減されているのもこうした背景があるということです。

このように、現実の地方交付税措置額は人口減少に単純に比例するものではなくて、必要な財源が措置されるよう様々な配慮が行われておりますから、議員が指摘されるような財政の危機というような状況に陥っていないと考えております。

それから、今赤字体質に陥ったというご指摘がございました。これも間違いです。実際の過去の単年度収支を見ますと、平成30年度から令和3年度までは黒字決算です。令和4年度決算は単年度収支が赤字となりましたが、これは過去の繰越金が積み上がってきていたものですから、令和3年度決算の実質収支額が15億円を超えてしまった。今後の繰越金を抑制するために、財政調整基金からの繰り入れ額を予算額より2億円少ない5.7億円としたというのが要因であります。今後も突発的な除雪経費や災害復旧費など一時的に一般財源で補填したり、繰越事業における国負担分を一時的に市が財源負担した結果として単年度収支が赤字になる場合はあると思いますけれども、できるだけ連続することがないよう慎重な財政運営を行っておるといところでございます。

それから「繰越金を除けば赤字である。」というご発言がありましたが、毎年繰越金は発生するわけでありまして、今年度分の繰越金も来年度発生するわけですので、翌年度の財源として活用するのは当然でありまして、それを除いた議論をするというのは全くもってナンセンスであると思います。

それから、次にふるさと納税で減収分を補填しているのではないかというご指摘もありました。そもそもふるさと納税の活用事業は、ふるさと納税があるから実施しているもの、あるいは単年度で実施する事業とか単発のイベント事業が大半でありまして、毎年必要となる経常的な経費や一般会計全体の不足財源を捻出するために充てているわけではないということです。これは予算発表の一覧をご覧いただければ簡単に分かることだと思います。また、ふるさと納税に頼った体質にならないように、地域振興や教育、文化、環境など、いわゆる汎用メニューへの寄附分からの活用は5億円を上限にすることに加えまして、万一、ふるさと納税という制度が廃止された場合に切りやめる事業のリスト化も行っておりまして、慎重に財源確保を行っております。

なお、このふるさと納税ですが、確かに前市長時代に始まったものでありますけれども、その後、寄附額を増やしてこれたのはネットショップ手法を取り入れた支援事業者の努力と、返礼品事業者への丁寧なサポートによるものでありまして、おっしゃられたように単に楽天ふるさと納税に参加したというようなものではないということを厳に申し上げておきたいと思っております。

いずれにいたしましても、行政サービスを維持していくための基本的な考え方は、これまで説明しておりますとおり大きな借金をしないということです。これにより公債費を抑制していくことが持続可能な財政運営の基礎であると認識しております。

なお、ご質問の中で行政組織を細分化して、それに伴って管理職を中心に人件費を増やしたんだというご指摘がございました。人件費は全体的に増えてく傾向にあります。これはなぜか。合

併市であるがゆえに生じたいびつな職員の年齢構成に起因するものと考えております。行政職の給料表1表というものが適用される一般行政職がございますけども、この数で申し上げますと、本年度在籍しているのが251人です。このうち51歳から60歳までの職員数は69人で全体の27%、さらに令和11年度にはこの年代の職員数は98人にまで拡大しピークを迎えるということが見えております。基本給が高い職員の比率が高くなるわけですから、当然人件費総額は増加せざるを得ないということになります。いわゆるオーナス期に差しかかっているということです。

さらに、こうしたボリュームゾーンの職員のモチベーションを保つためには、一定の役職につけていく必要があると思っております。地方公務員法上、役職が上がらない限り給料が上がっていかないという現実もありますので、一定の配慮もしなければいけない。したがって、組織を細分化して、年齢に応じた役職を確保しているというのが実情であるということでもあります。もしこれをやらなければ係長とかのまま定年を迎えるという職員が続出をいたします。それが魅力ある職場として認めていただけるのかどうかといった問題もあり、少なくとも合併からしばらくのような状況ではないということは、この組織運営をやっている当事者としては非常に重要に考えておるといってございます。

反面、今度は令和11年度すぎるとどうなるか。今度はこのボリュームゾーンに位置する職員が大量退職を迎えます。今度は逆に職員数は一気に減少に転じます。あらゆる分野において人手不足が顕著となって、現時点においてさえ新規職員の採用が困難になって、育児休業や病気休暇による休職者が出るたびに業務の圧迫を余儀なくされているような状況にあって、組織の維持自体が難しくなります。かつては定数管理をされておりましたけども、この育児休業、病気休職者がいてもいなくても、それも全部含めた定数管理になっていた。だから、市役所そこら中、育児休暇の人が出ると欠員が出て残業を強いられる。体調を崩すとそこで欠員になって残業を強いられる。これが市役所内のあらゆるところで起こっていて、これはバッファを設けて別にしなければいけないということで、私になってから定数を増やしたんですね。それでもやっぱり求職者が出ると難しい状況になっています。そうやって苦心の中で、この組織運営をやっているということでありまして、それが今後さらに退職者が増えていくということになりますと、もっと大変なことになってくるということですから、今DXの推進とか業務のアウトソーシング、公共施設マネジメントの見直しを積極的に行っているのは、それを見据えて少ない人数でも行政サービスを維持できる体制を整えたいと考えているからでございます。

るる申し上げますけれども、それぞれご理解を賜れば幸いです。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○4番（水上雅廣）

今ほど財政運営についても言及されて、厳しい状況にはないということによろしいですか。

△市長（都竹淳也）

全体として厳しくないと言っているわけではないです。申し上げたのは、地方交付税が先ほど人口が減ってぐんぐん減っていくんだというお話だったので、地方交付税はいろいろな配慮をされていますから、人口に比例して落ちてくようなことはないということをおっしゃったのであって、非常に豊かな財政であると言っているわけではありません。

○4番（水上雅廣）

市長も私のことよく御存じですから、答弁にも十分反映されているし分かっています。「分かりました。」と言ってしまうと私の立場がないので「分かりません。」と言わないといけない。

気になったのは、この間、予算特別委員会の折に私が財政課長や管財課長にいろいろ質問したときに、彼らはこれでも足りないんですと泣くような声で答弁をされたものですから、市長も「とにかく私たちのやっている政策協議とかいろいろなところを見てもらえるものなら見てもらっても分かってもらいたい。」なんてことをおっしゃったので、これはもう相当危機的な状況にあるというような認識になっていかれているのかなと。

市長もちろん市民から選ばれた方で、私たちもその代表としてここにおるわけですがけれども、行財政改革みたいな話をすると、どうしても暗い話とか辛い話みたいになってしまって、かえって市民のモチベーションとか、そういうものの逆効果になるのではないかみたいに言われるんですけど、1つ思うのは、そういったことが逆に今停滞している指定管理の関係とか、そういった会社の関係の方たちのモチベーションアップになるのではないかなと。いよいよ市が本気を出して、助けれるところまで助けてきたけれどもみたいな感覚ですよ。だけど、頑張ってくれないと、市内に企業があること、生まれることって大事だと思うし、今ある企業がもっと伸びることも大事だと思います。ベンチャーもいろいろ伸びてきている。だからそういった人たちがもっともっと努力をしていただける、新しい感覚でやっていただくためにも行財政改革というものを出すことって意義があるのではないかなということも思ったりするんです。だからこんな言い方しますけれども、そういうことを含めて今の総合政策指針の見直しや行政改革大綱の見直しに合わせて、そういったところを入れていくお考えはないのかどうか伺いたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私も本心から言うと財政課長のようにか細い声で泣きたいくらいで日々おまして、ただ、先ほどおっしゃったように、それこそ前市長時代のように「金がない、金がない。」と言いつつ続けていると気分が暗くなりますよね。全体も暗くなってしまいます。ですから、それは行政の職員として、仕事として市役所全体できちんとやっていくことだということで、さほどすごく厳しいんだということはずいぶんきついています。

現実にはこれ今までも申し上げていますが、大きなことをやらなければ、つまり飛驒弁で言うといざっていくことはできるんです。ですけど、この自治体は大きなことができないんです。例えば清掃施設の改修、新設なんていうものはまさしくそうなんです。大きなものがだんだん迫ってくるので、だんだん財政とかの協議も気分が重くなっていくということなんです。そのほかの施設も同じでありまして、毎年予算要求が上がってくると暗然とします。ですのでこれ全部公開して議員の皆さんにも市長協議に入ってもらいたい。多分そこで議論したら同じ結論で帰っていかれると思うんです。現実にはそういうところに来ている。同じ条件で同じように議論したら、そしてもし違うアイデアがあるならぜひほしいです。突拍子もなくお金が生み出せるアイデアがあったらほしい。それがこの財政運営をやっている我々の本音です。

その中で今のお尋ねですが、そういった現実をどこまで明らかにしていくのかということとは、

やっぱり象徴的なものとして見せていかなければいけないということがそろそろ来たのかなということも正直言って思います。ですので、たびたび観光施設の行く末という話をしていますけど、もちろん観光施設ではなくて今健康増進施設に位置づけた入浴施設、こういったものを例えばどれかを廃止する、あるいは売却をする、こうしたことは本気で考えなければいけないのかなとも思っておりますし、ご批判があったとしてもそれをやらないと恐らく意識が変わらないのではないかなということも思っておりますので、この辺についてはこれからよく考えていきたいと思っておりますし、来年は総合政策指針の見直しの年度ですから、その辺りも含めてどういうメッセージを出すのかということについては、改めてよく考えていきたいと思っております。

○4番（水上雅廣）

ぜひ意を酌んでいただきたいと思っております。

最後に、今こうしていろいろ申し上げさせていただきました。答弁もいただきました。ただ、何かしら事が重大局面に陥ったときに、私たち議会は市から出てきたものを審議をしながら議決をしてきたわけですから、全てが市長の責任だなんて思えない、言えないわけで、私たち議員にもそれからひな壇にいらっしゃる幹部の人たちも全てが何かしらのときの責任を負うという覚悟でありますから、行財政改革、どういうメッセージを出されるかは別にして、先々市民が生活に不安のないように、先ほどからありましたが介護、それから防災、子育て、いろいろ皆さんご質問されておりますから、そうしたところへの捻出もいろいろ苦勞されるんだと思っております。そうしたことを思えば全ての責任はそういうふうにあるんだということで自覚をしながら質問を終わらせていただきたいと思っております。

〔4番 水上雅廣 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で4番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時55分といたします。

（ 休憩 午後2時45分 再開 午後2時55分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

14番、高原議員。

〔14番 高原邦子 登壇〕

○14番（高原邦子）

発言のお許しを得ましたので質問させていただきます。

改選後初の議会となるこの3月定例会ですので、令和6年度の予算審議の議会でもあることも含めて市長の所信と選挙のビラに書かれていた市民への約束等を参考にして、今回は質問したい

と思います。選挙を経ていろいろなことを私も経験しまして、今日はその思いを伝えていけたらなと思っています。

選挙というのは2月11日のその日だけではなくて、その前からずっと活動をしているわけですので、選挙に向けて市民の声を私もいっぱい聞きました。今、水上議員とのやり取りでエビデンスの問題とかいろいろなことを言われて、市長は科学的なもので物を言ったりするんですが、私はあえて感情で物を言います。人間は感情の動物です。今回は本当に感情を込めていきたいと思っています。それはなぜかと言いますと、本当に多くの方々が亡くなられたんです。私、お葬式へどれだけ行ったか分からない。その中には回ったときにいろいろな相談ごとを受けていた人がいて、それをしっかりと形に出して応えられなかった。そういった思いもありまして、人間は死んでいくもの、ずっと生きてはいられないものということを心にかけていますので、感情ばかりではいかんとかいろいろ言われるかもしれませんが、一番多くの方々が望んでいることを市政はやっていくべきだという思いで質問させていただきたいと思います。

以前、市長とのやり取りでスクラップ・アンド・ビルドの考え方を聞いたことがあります。昨日も澤議員のところでも市長は賛成ではないような意見で、私のときもそうだったと記憶していません。今回いろいろな事業を財源確保の観点から予算化を見送っております。今も本当にこの議会で予算が足りないとかって暗い話ばかりです。「入るを量りて、いずるを制す」、本当にこの言葉というのはよく聞きます。必ず市長は使われますよね。でも、それを感じるなら節約もちゃんとしているのかなと私は言いたいです。節約もして、そして入ってくるもの、それでもって出るものを考えていきますよと。では、どれぐらい市はいろいろな事業を精査して節約とかをしているのか。

そして、アウトソーシングのことも先ほど出ました。職員が少ない中でいろいろなことをやっていかなければならない。これは本当に理解するものですが、先ほど水上議員も「多く増やしていたような。」ということをおっしゃったけど、アウトソーシングを推進していくなら物件費も上がりますし、庁内の組織編成をどのように考えているのか。ただ、答えは大体分かっています。先ほどおっしゃいましたが、役職がないと職員のモチベーションも高まらない。だから係長ぐらいで終わってしまうとかんとか言っていますが、では市民感情から見ればどうなのか。いろいろなことやってもらいたいなと思っている中で、庁舎内の組織だけは今までと同じような体制でいいのか。もちろん本当にオーバーワークしている部署を私も知っていますし、職員が足りなくて、マンパワーが足りなくていろいろな施策をやりたいけれどもできないのは百も承知していますが、あえてこの庁内の組織のこともお伺いしたいと思います。

2点目、杉崎公園の休憩施設は、私はとてもその案はいいなと思っています。実際、自分も孫を連れて遊びに行ったときにもそれは感じました。今回「自分の提案が本当に実現した。」という稀有な経験で成長を促す。」とありました。ほかの事業などでも生徒などが入って提案されているものもあると思いますが、この場合は採択されました。でも、入っていたけど採択されていません。そういった事業の線引き、その基準はどこにあったのか、メルクマールはどういった点だったのかお伺いしたいなと思います。

生徒たちが入っていなかったけれども見送られた事業はいろいろありますよね。そういったものについては、丁寧な説明が必要だと思っています。神岡町のことで言うならば、鉱山資料館の

こととかをいち早く聞かれました。「なんでよ、なんでよ。」と。ですから事業が見送られたということは、それに関わっている人だけではなくて、その話を知っている人たちにとってはとても大切なものでありますから、私は丁寧な説明が必要と考えています。また、見送った事業、予算の手当がつけばやりますとか何とかとは書いてありましたが、では、それを選ぶ優先順位はどうなのかもぜひお答えいただきたいなと思います。

3点目、市長はお約束の中に「地域コミュニティー組織の再編」とか書いてあったんですね。コロナ禍以前には地域で新年会とか、年度が変わるときの飲み会も入った会が地域で行われていたのですが、このお正月にいろいろな地域を回らせていただきましたら、新年会も行われていない地域が8割以上、9割に近かったです。では、この地域コミュニティーの再編をお約束に掲げていますが、市長はどのような地域コミュニティーを念頭に置かれているのか。高齢化が進んでなかなか地域コミュニティー、役をやる人とかそういったことも難しい中でどうなのかなと。でも能登半島地震のような、ああいった災害を思うとやっぱりコミュニティーは絶対に必要なんですね。ですから、これは本当に急ぎの課題であると私は思っています。そこを聞きたいと思います。

4番目、昨日もいろいろなところで出ていましたけど、飛騨市の飲食店の閉鎖や事業所の撤退は本当に危惧されています。その中で、タクシーを利用したくてもなかなか捕まえられなくて、神岡町の場合、夜飲みに出ましてタクシーを呼ぶんですが、「今、上宝に行つとるもので、1時間ちょっと待ってもらわんと戻って来れん。」とか、本当に捕まらないものですから、夜の客足に影響を及ぼしているなど。そうすると飲食店がまた1件、また1件となくなっていきます。神岡町の場合、今新しくホテルみたいな形で参加されたところもあるんですけど、食べる場所がないと、これは高山市も一緒ですが、なかなか泊まっただけなのではないかなと思うんですね。しっかりと食の提供ができることも考えていかなければいけないなとも思っていますが、まずはこの4月から限定的にライドシェアが解禁されるそうです。飛騨市内ではどのようなになっているのか。見ましたら、免許取得に係る費用は支援するということになっていましたけど、それだけで本当にいいんですか。タクシーを運営されている方々としっかりと話し合いを持って、そして市が応援できる場所はどこなのかしっかりと応援していただきたいと思いますので、そこをお伺いしたいと思います。

5番目に、市長はよく「プライマリーバランス」という言葉が好きで、それで今回も「引き続きプライマリーバランスの大幅な黒字を実現する。」と所信のところでは言われているんですね。私は、ちょっとプライマリーバランスを重視しすぎではないかなと思っているんですよ。というのは、余りにも施策が消極的になってはいないのか。または選挙のためにいろいろなところを歩いているときに聞いたんですが、得意分野ばかりが目についているというような話も聞きました。私は議員をしていますから、いろいろなところで市政に関わりを持ってやってもらっているということは十分承知しているんですけども、本当に市民のために職員の方は働いてくれて、こんなところもやっているんだということは分かっているのですが、でも多くの市民の方々はそこまでは分からない。それが現状でしょう。

今回、リフォーム補助金ってすごく人気があって、説明もされていましたが当たらなかった方もいて、その不公平感をなくすようなことも言っていましたけれど、当たらなくてもリフォー

ムされた方もいらっしゃいます。そんな中、令和5年度で終わるということで新しいものに、さつきもありましたけど断熱材を入れたものだったらいいとか、節水型トイレなど省エネルギーフォームが支援とされますというふうになっていました。今の能登半島の地震を見て、耐震化も入れないといけないのではないかと。高見危機管理監とのやり取りを聞いていて、「飛騨市ではそこまでの地震の被害はない。」とおっしゃったのですが、私は東日本大震災のときに親が宮城県におりまして、海岸沿いではなく中なんですけど、潰れている家ばかりではないんですけど、潰れている家を何軒も見ました。だから耐震化していないところは震度5強でも潰れるとなったら潰れますよ。震度6じゃないと潰れないなんて、そんなことはないです。ですから、耐震化診断とか前にやっていたこともありますけど、そういったものも補助とかにして皆さん地震に備えましょうよという感じのことも入れるべきで、防災関係のところの考えを同じ施策の中に取り込んでマトリックス的な予算編成を前からできないのかなと思っていたんですね。

先ほどもえっと思ったのが、森議員のところ「受けたら3年間は駐車場にもしたらいかん、そして売買もいけませんよ。」なんて言っていますけど、住宅分譲とか不動産の低迷が続いているけどそういったこともやっていますなんて言っているじゃないですか。だからやっていることがこっちとこっちで逆のことをやっているんです。ですからもっとそれぞれの部のことをもつなげて政策に生かしていかないと、予算的なこともそうですけど無駄なものになっていくので、そういったこともぜひやってもらいたいと思うんですけど、その辺はどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

全部で5点、ご質問いただきました。4点目のタクシー以外、私からご答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目のスクラップ・アンド・ビルドとかアウトソーシングの件ですね。

スクラップ・アンド・ビルドの話、昨日、澤議員のときも少し触れたんですけども、何か新しいことをやるときに既存事業を廃止しなさいという考え方を私は取ってなくて、そういった予算要求のときにそういうルールを守ってきなさいと言ったことも一度もないんですね。ただ、それはその代わりに政策協議というのを丁寧にやっているからということでもあります。

実際の予算編成というのはどうやってやっているかということ、結局、そうやって政策協議をやって中身をかなり詰めていくわけですが、詰めていった後に予算要求するんですね。中身をがん煮詰めて、やり取りをかなりして、その後に予算要求をしてもらうんですけど、予算要求したときに必要な事業が全部積み上がります。ところが全部やると、例えば仮に200億円だったと。そして歳入も見積もるんですね。歳入を見積もると今度は180億円であったとすると、20億円足りないじゃないかという話になってくるわけです。これのつじつまを合わせていくのが予算編成の作業、簡単に言うとそういうことでありまして、家計に例えれば毎月ボーナスもらえました。30万円もらえました。買いたいものを積み上げたら50万円になりました。そうすると20万円足りないんだけど、どこを削るという話を家庭でも個人でもしますね。同じことを市役所でもやっているということになります。

その中で、大事なことは財源が確保ができるかどうかということですし、確保ができないということが大半ですから、予算の査定段階で優先度とか、他の事業のバランスとかを考慮して決めていくということになるわけです。

スクラップ・アンド・ビルドというのは、何かをやめればその分、空きができるからということですけど、空きというのは固定化されているわけではありませんので、それを入れ替えるような作業というのはこれだけの大きな組織になりますと、そういうやり方は取れないです。そうすると、やっぱり歳入の上限を見定めて、どれだけ使うかを定める。これが「入るを量りて、いずるを制す」ということになるわけですね。入るを量るときですが、入るの量り方というものがありまして、このくらいまで交付税も税収も入るだろう、限界まで見込むというやり方があるんですが、このときは万が一それを下回った場合に予算の歳出は決まっていますから、いきなりショートを起こすということになるので、これだけは絶対にやってはいけないということになりますから固く歳入を見込む。ですから常に実際入ってくるよりも少し少なめに歳入を見込むというのが、まず一般的なことになります。ここが非常に予算編成の難しいところです。

来年度の予算編成はどうだったかと言うと、実は予算要求を全部積み上げて歳入とのバランスを見ましたら、ギャップが11億円ありました。これを調整して予算をつくったわけですけども、その中で予算化を見送ったものが27件、10.7億円あったということで、これを予算説明の資料に添付してお示ししているということでございます。

こうした形でやっておりますので、スクラップ・アンド・ビルドという考え方ではないんだということはずまず申し上げておきたいということです。

次に、アウトソーシングと庁内組織の編成についてのお尋ねがありました。

アウトソーシングは、これはたびたび申し上げておりますが、年々増加する行政需要への対応、それから国の施策に連動した業務の増加というものがあって、そもそも職員の業務量が過剰になっているところに加えて、働き方改革で労働時間の削減というのを強く求められている。じゃあどうするんだという、何か仕事をやめますかという話なんですね。誰も何もご要望がなければいいのですが、今議会でもたくさんご要望いただくわけです。これはお金つけるだけでは済まなくて、お金をつけるということは人が仕組みをつくって執行するというものですから、必ず労力が発生するわけです。そうすると、ある程度精一杯皆さんのご要望に応えようとするれば、ぎりぎりの線を見極めてやっていかないといけない。そうすると、外に頼めるものは頼んで、自分のところの余力を見い出さなければいけないということになりますので、それでアウトソーシングという話が出てくることになるわけです。

逆に言い換えますと、現在市が行っている業務を今後も市職員が全部行っていくということは不可能だという見通しがあるということでもありますので、これは皆さんのご要望のバランスの上で考えていかなければいけないということを出てきているということをご理解いただきたいなと思います。

これも先ほど水上議員のご質問ときに申し上げましたが、職員の定数について参考までに申し上げますと、かつては定数の中に産前産後休暇の職員分、育児休業、病気休暇、全部含まれておりましたので、1人休職者が出ると途端に人員不足が起こる。市役所の業務が圧迫されているということもございましたので、これではいけないということで定数を増やしたんです。都竹市長

になって職員数を増やしたと言われる原因はそこなんです。働いている実数は必要の分なんです、そういうことなんです。

今はこうした求職者等を除く実配置人員を定数内にするという運用に努めておりますけども、今度は採用難というのが来ておりまして、定員の充足に至っていないというのが実情で、実は来年度の4月にスタートする分も欠員が既に出ています。そこでスタートということになっております。来年度は令和2年度に策定した定員適正化計画の最終年度ということになりますので、本格的なアウトソーシング元年となることもありますから、これの結果も踏まえて適正な人員配置となるように検討していきたいと考えております。

それから2点目の予算を見送った事業のお話であります。

そもそも予算を見送った事業を提示して、これはどういうことで見送ったんだというのが議員のご質問の趣旨だと思うのですが、世の中的に見るとこんな感じで、見送った事業を公開するなんて自治体はどこもありませんので、普通は黙っているものなんですけれども、あえてオープンにしているということをまず前提に申し上げたいと思います。

予算査定のときの線引きですが、もうこれはひとえに市の真水の財源確保ができるかどうかの1点です。お金さえあればどんどんやりたいということでもありますけど、その1点だにご理解ください。以前、高原議員との議論で職員が予算がないと説明するのはいかがなものかというお話がありましたが、予算編成をしている我々の立場からすると正確には「財源がない。」という言い方です。予算がないのではなくて財源がない。予算がないというのは「決めた結果に我々のが含まれていない。」ですが、予算を決める立場からすると財源がないから含んでいないということですので、「財源がない。」というのが正確です。ですから、巨額な事業費の事業であっても、例えば国・県の補助金とか、その他どこかからもらえるお金とか、寄附とか、そういったものがあれば十分予算化できます。なので、大きな建物を建てるとか、鉱山資料館がそうなんですけど、全部寄附が集まっている場合はいきなりゴーです。でも集まってないので見送りになるということです。逆に100万円くらいの事業であっても、全て市の真水負担の場合はよく考えないといけなと言って見送ることが現実に出てくるということでもあります。

真水の財源も、入ってくる交付税とか税収だけではなくて、借金というのも真水の財源になるわけですね。そうすると、今度は借金をしたら、今後毎年の返済額がどう変わるのか。5年後、10年後、どういう負担になるのか。そのときに財政がどう縮んでいたら返していけるのかどうかということを見極めながらやっているということなんです。ですので、我々は今だけのことでなくて、後の人のことも考えないといけないという責任があるということになります。その上で財源を見込むことができれば採択するし、見込めなければ先送りということになります。

生徒からの提案のお話もありましたけども、生徒からの提案できるだけかなえてやりたいということで今回やっているのですが、あの中で全部受けれているわけではないんですね。財源が要るものについては、これは無理よということになります。財源がないから無理よということを理解してもらうことも、子供たちにとって大事な教育ではないかなと感じております。

ただ、先送りしたものについて、先ほど何でよという話も出るということをおっしゃいましたが、できるだけ説明をしたいと考えておりまして、屋内運動場の建設見送り、実際やっておりますが、これは長くご要望いただいてきたシニアクラブ連合会の役員の皆様に私から直接説明をい

たしました。その際にも申し上げたんですが、「やめてしまうということではなくて、今後も引き続き精査して、財源が確保できそうならまた予算化を考えていきますので。」ということは申し上げております。これはほかの事業でも同様ということになります。

それから、次に3点目の地域コミュニティの再編の話です。

市長選挙の際に公約を書いたビラを作成したんですが、この中に「地域コミュニティの再編など人口減に対応した体制づくり」という記述を入れました。ここの趣旨でありますけども、当然、行政区とか地域組織の再編というのは地域の意思に基づくということが前提ですが、そうしたことを希望されるケースというのは近年増えております。組織維持存続のために行う再編支援ということを支援していきましようというのが、ここに書いた1つの意図したことであるということでもあります。その中には行政区の統合のようなこともあるでしょうし、あるいは河合町地域振興協議会のように、子育てから地域資源活用、伝統文化継承、様々な役割を1つにまとめた複合的な組織をつくるということもあると思います。そうした組織を維持・存続させていくことが防災、非常時の際にも効果を発揮すると考えております。

いずれにしても、人口が少なくなる中では地域コミュニティの従来の組織が個々に存続していくことは難しくなってくる。これは間違いありません。できるだけ複合化を図って、1人の人が複数の役割を果たしていただくということも不可欠になっていくだろうと思います。まずは行政区、町内会の地縁団体とか特定目的のために活動実施しているシニアクラブのような団体、あるいは各種実行委員会等の課題を伺いつつ、持続可能な仕組みを作るにはどうすればいいのかを話し合っていきたいと考えています。

それから、5番目の予算編成の問題は今も触れたので、今度はプライマリーバランスの話を中心ではしたいと思います。

お尋ねのプライマリーバランスの話ですが、これは厳密な言い方をしますと、ちょっと難しいんですが「基礎的財政収支」と言いまして、歳入予算から市債計上額を除いた額と歳出予算から公債費、借金返しを除いた額を比較するというので、借金に関するものを除いたものを比較するというのが本来なのですが、結局裏表なので、分かりやすいようにプライマリーバランスは借金のことに特化させた形で説明をしています。ですので、本来のところとは少し意味が変わるのですが、そういう言い方をしています。借金をした額よりも返済した額が多ければ、借金総額が減ったわけですから黒字。返した額よりも借金をした額が多ければ赤字。これの黒字、つまり借金を少しでも減らす方向に行こうよというのが市の財政的な目標だということなんです。

今、高原議員からプライマリーバランスとばかり言っているから消極的になっているのではないかというお話ですが、ソフト事業に関する限り論理的に考えて、プライマリーバランスの重視が消極的になるということはないんですね。なぜかと言うと、借金の問題です。借金を返すというところは、大体10年なので借りた時点で決まっているんですね。10億円借金すれば毎年1億円ずつ返していくということは決まっています。それは予定どおりに返済してくしかありませんから、そこをベースにしながらプライマリーバランスの黒字にするということは、返していく額よりも小さい額しか借金をしないということですから、つまり大きな借金をしないということになるわけです。

大きな借金というのはどういうときにするかというと、市町村は国と違って赤字国債みたいな

ものが発行できないんですね。何かの目的に充てないといけない。しかも起債できるメニューというのが限られていますので、そういうものを使うしかない。しかも飛騨市は国から交付税が入ってくるようなメニュー以外は使わないというのは厳然たるルールとして決めていますので、どんなものにも借金ができないんです。そうすると、借金ができる事業を見定めてどれぐらい借金ができるかを決めてやっていく。これがプライマリーバランスの黒字を達成するということですので、通常のソフト事業の予算とは直接連動しないということになります。

そうした考え方の中で大きなものを見送ったものがたくさんあって、来年度予算編成では屋内運動場の整備とか、鉱山資料館のリニューアルとか、議会の皆さんからもご要望いただいた議場のリニューアルに関する予算も見送っております。そういった形で考えているということであります。

あと、マトリックス編成というのは耐震化とリフォーム助成のような、複合化という意味というふうに把握しましたけど、できるだけ一石二鳥でいきたいんです。ただ、政策を議論していくときに目的が違うところからスタートしてみると、後になってよく似ていたよねということが実際あります。それはその時点でまた見直しでいけばいいのであって、最初から全てそこまでの議論がしきれるかという、よっぽど議論していても後になって気がつくということがありますので、その辺はよく考えていきたいなと思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは私のほうからは、4点目のライドシェアを含めたタクシーの現状につきましてお答えさせていただきます。

市内のタクシー事業者は合計4社ございますが、いずれの事業者もコロナ禍においてドライバーの離職や需要の激減により営業規模を縮小せざるを得ない状況に追い込まれております。コロナ禍後もドライバーを確保できず、特に夜間のタクシー運行台数は各社1台から2台となっており、一度開いた穴を埋められない状況が続いておるところでございます。

タクシー車両が確保できない状況が夜間の飲食店営業にも影響しているという声は伺っておりますが、タクシー事業者からは、これらの需要が週末の夜21時以降に集中する一方で、それ以外の夜間の運行はほとんどない状況であるとの声も伺っております。これはコロナ禍前と比べ、各種団体や地域の会合等に伴う宴会が減少するなど、市民生活の変化によるところが大きいものと考えられ、現在のタクシー事業者の営業規模では、こうしたスポット的に集中する需要に対応しきれない状況にあることも事実です。

こうした問題を解決するためにも、新年度におきましては免許取得補助金の補助対象を拡充するほか、ドライバー再就職者への奨励金制度を創設し、人材の掘り起こしを行いながら事業者の求人活動を支援することとしておりますが、ドライバー不足の問題は従来のように、各事業者が求人活動によって人材確保するという体制では到底立ち行かない問題であるということも認識しております。

今後は持続的に人材確保できる体制の構築が必要であり、ライドシェアも1つの手段として考えておりますが、こうした取り組みには関係機関との連携、協力が不可欠であることから、綿密な協議を行いながら新たな体制の構築に向けて検討を進めてまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○14番（高原邦子）

スクラップ・アンド・ビルドのことを思っていたんですけど、公共施設、指定管理に出しているところとか、いずれどうにかしなければならないなというのは思っていたので、その辺のことを念頭に、例えば飛騨まんが王国のことも言われましたけど、確かにそう簡単に地域でやってきた歴史のある中のことをそう簡単には決められないだろうと。あまり抵抗なく見送るといふか、もう閉鎖してもいいようなものは閉鎖してきているけれど、私は入るを量りてと言うんだったら、そうではなくて出るほうを抑えるということは一番大事だと思うんですね。本当にやってもらいたいことをやっていただきたいと。そうすると予算がないと。実は違うんだってさっき言いましたね。財源がないんだということですが、そう言われてしまうと。市長のおっしゃっていることは、答案用紙に書けば95点、98点、100点も取れるでしょう。でも、人間の感情は、多くの人に関わることと言ったらごみとか環境の問題、そして毎日の暮らしの雪またじとか、側溝とか、草木とか、そういったものは皆さんやっぱり困っているんです。そういったところに充ててないことはなくて、それぞれちゃんとやってくださっているんですが、なかなか行き届いてないところがあると。

そんな中で、先ほども言ったように、頼まれていたけど結局かなえることができずにお亡くなりになってしまったと。人それぞれには寿命がありますし、最後のようにやってくれてありがとうなって思ってもらえるようなこと、そんなすごいお金のかかることではないことも優先順位はこちらですと厳しいことを言うのではなくて、多くの人が共通する希望のところは真水でもいいじゃないですか。予算化して何とか皆さんの希望をかなえていく。これ大切じゃないですか。水上議員のときも聞いていたら暗い話でしたね。結局はないと。そしたら市長は「いや、違いますよ。そんなことありませんよ。」っていういろいろ説明し直したじゃないですか。そしたら私のときもそれを言ってくださいよということなんです。おばあちゃん、おじいちゃんがいつも言われるのは、「私たちは棺桶に足突っ込んでいます。」と。そのおじいちゃん、おばあちゃんのすごい大きな希望じゃないんですよ。側溝の蓋が壊れていまってとか、そういったことぐらいやりますよってかなえてあげることができないのかなと。プライマリーバランスのことばかり言って、市長は財政をちゃんと健全化していいお点がつきますよ。でも、政治には希望というか夢がなければ駄目です。

こんなことを言って本当に失礼なんですけど、市長のことを「お役人や、あの人は。」という人がいるんです。自分は役人をやったことがないから分からないんですが、お役人をやっていた人が私に言うわけですよ。「あの人はお役人や。政治家じゃない。」って言うんですよ。それで私は政治家というのはどういうものかなと考えると、やっぱり市長、この1年どうかいいい子の都竹淳也を捨てて、答案用紙100点は捨てて、老い先短いおじいちゃん、おばあちゃんをにっこり笑わせる、希望を与える、そういったものに特化していきませんか。子供ももちろん大切。夢を与えることも大切だけど、しまっていられる人によかったと。それは古川土木事務所管轄のことだ

ったんですけど、本当に大変なところを古川土木事務所の方がやってくださったら、12月に泣き声で「高原さん、本当にありがとう。」ってお電話をいただいたんです。そして私も見に行きまですって行ってみたらやってくださっていた。

人間人望はあります。特に高齢化で老い先短い人はいっぱいいます。何とか都竹さんが市長でよかった、こんなことしてくれたって思ってもらえるようなことに、プライマリーバランスはこっちに置いておいて、財政調整基金があるんだから、何十億円の金を出せって言っているわけじゃないんだから、夢、希望、みんながよかったなって思ってもらえるのに予算をつけて、もちろん財政課長は渋い顔をするかもしれないけど、そこを超えていくのは政治家だと思うんですよ。市長も政治家になって9年目に入りましたよ。役人は引退して政治家になりましょうよ。どうですか、市長。頼みますからこの1年、いろいろ知恵を使っていろいろな希望をかなえていくと。市長のおっしゃっていることは百も承知だけど、老い先短いじいちゃん、ばあちゃんに、夢や希望を与える政治をこの1年お願いしたいのですがどうですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

役人でございまして、だんだん役人になっていくんですが、選挙の話を振り返ったときに最初の所信表明のときに申し上げたと思うんですけど、コロナ禍のときにあまり皆さんの話を機会がなくて、市政報告が何回かあるとまさしく今のような話を聞くわけです。別に市の何とかの政策とかではなくて、どここの側溝の蓋、あるいはどここの雪の囲いを何とかしてほしい。改めてそれを思うわけですね。やっぱりここが原点だということを思いましたという話を申し上げたわけですね。そういう小さい、本当に身近な生活のご希望をかなえていきたいという気持ちは何も変わっていないんです。市長になってから何も変わってないし、どんどんプライマリーバランスのことを考えるようになっていっているんですけど、そこの気持ちは何も変わってないんです。

ただ、毎年こうやって議論を重ねていけば重ねていくほど、分からなかったことが分かるようになってくる。知らないままならいいんですよ。まあ全部やっついてくれればいいということで市長をやれるならいいんですよ。だけど、毎年やればやるほどいろいろなことが分かってくるし、分かってないと現代地方行政はできないんです。なので、全部事務方に任せて、あとはお前らが何とかせいというやり方もあります。私は突然そういうふうになっても構わないですよ。あまり市長室で協議もせず、市役所で協議もせず、それはお前らに任せると。何とかせいと。金を捻出するのはお前らの仕事だとか言っていれば回っていきます。ただ、それをやっていると余裕がある自治体はできるんですけど、こういう小さい自治体はそれではもたない。自分のときはよくても、次の市長、また次の市長のときに必ず困るときが来るので、私は自分のときだけよければというふうにはしたくない。なので少なくとも向こう数十年の範囲で、飛騨市政をどうするかという考えの中で来年どうするかということを考えなければいけないので、それを考えていけば考えるほどだんだん制約が出てくるということなんです。

ただ、コロナ禍の間にそういった機会がなかったことによって、市民の声の手触り感が分からなくなっていたなということはずごく思いました。ですので、改めてそういう本当に小さい願いを聞きたいというのを先日の所信表明のときに申し上げたということですし、おっしゃるように

その中にはこれだったら何とかありますというものがあるんです。それがなかなか伝わってこないということも他方ではあるので、できるだけそういった声が直接聞けるようにしたいというのがある。

その上で、利害はみんな違いますから、例えば同じ地区の中でもこれをやってほしいという人もいれば、そんなことはいいでこっちやという人もいらっしゃる。そうすると、それは誰が決めるんだという話なので、この辺りの仕組みは考えなければいけないと思っています。なので区の要望を出すときに順位をつけてくださいと。皆さんが決めてくださいと。どっちが大きいかというのは皆さんが決めてくださいという仕組みも導入していかないと、市は今でもきちんと点数化してやっていますが、それだけではなくてもう1つそこに地元で優先順位をつけていく。「ようついで決めてくれ。」と言われたら、その代わり文句を言ってほしくないということになりますし、そういうことを決めていくフェーズというのにも出てくるし、そういったところに来ているのかなということを思います。

いずれにしても年数が経ってくるとだんだん分かり過ぎてしまうという嫌いはあるので、そこら辺は上手に加減しながら、できるだけ政治家と役人のバランスが取れるようにしながら進んできたいと思っています。

○14番（高原邦子）

本当にいろいろなことを考えて、私も人生の先が見えてくる年になってきたのかなと思うんですけど、ベンジャミン・フランクリンかな、有名なタイム・イズ・マネーという時間はお金と。これは本当だなとこの頃つくづく思うんです。やっぱり時間を大切にしたいなと思うんですよ。お金も大切なんだけど、時間はそれを生み出す生産性のこととかあったけど、仕事とかを生み出すためには時間が必要だし、それを大切に使うっていくということはイコールお金を生み出すことにもなるしという意味で、これは大切だなと。

市長は何十年先のことを言うけど、はっきり言って何十年先なんて分かりません。これだけ動いている時代で。そうでしょう。私たちの若い頃は携帯なんかなかったから、連絡が取れなくて、恋愛している人たちのクリスマスのやつでテレビの宣伝もやっていましたけど、男女が入れ違いになるということがあるけど、今は違うんだもの。それなのに昔ながらの考え方をしていて、「いや、僕だけがいいと言われるわけにはいきません。」なんて言わずに、今、このときをどう生かしていくか。それは将来のためになるんだって信じた道を行かなければ。10年先、20年先の人のために僕は財政調整基金を山ほど積んでいきますよとか、そんなものははっきり言って駄目です。要は、パラダイムシフトって今までの前例がどうのこうので変えてはいけないものは絶対あると思うけど、私自身変わらないといけないなと思うところもいっぱいあるので、そんなに頭を固く持たずに広く持って、そして市民の要望をしっかりとかなえていく1年にしてもらいたいと思っています。

意を尽くせませんが、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔14番 高原邦子 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で14番、高原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩とします。再開を午後3時50分といたします。

（ 休憩 午後3時44分 再開 午後3時50分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

3番、小笠原議員。

〔3番 小笠原美保子 登壇〕

○3番（小笠原美保子）

お許しを得ましたので一般質問をいたします。昨日より避難についての質問が続きましたので重複している部分もあると思いますが、通告どおり質問いたします。ちょっと個性的な方が続きましたが、私は普通に行きますのでよろしくお願いいたします。

本年元日に能登半島を中心に最大震度7を観測した大きな地震が発生しました。この地震で建物の倒壊、津波、道路の寸断や断水など、多くの被害が確認されています。多数の方がお亡くなりになられ、今も多くの被災者が苦しんでおられます。亡くなられた方のご冥福と、被災地の1日も早い復興をお祈り申し上げます。

能登半島地震を受け、飛騨市においても被災した自治体への支援に尽力されており、支援を継続していくのと同時に、今回の震災を通じた教訓を1つでも多く学び取り、今後自然災害の被害を抑えていくことが非常に重要だと考えております。今回の地震を振り返り、能登半島でここまで大きく揺れる場合を想定されていなかったことが挙げられています。例えば、能登半島では緊急復旧の計画を国が策定しておらず、少なからず現場に混乱が生じたのではないかと指摘されています。災害後の国の対応は迅速でしたが、事前の備えが不十分であった点は今後の教訓とすべきではないでしょうか。

さらに、今回の地震で被害が拡大した可能性としてインフラの老朽化があります。被災地では長期的な断水が発生しておりますが、古い水道管ほど揺れの衝撃に耐えられず損傷したと被災自治体の声も報じられています。インフラの老朽化対策推進とともに、地震による火災が発生した場合、飛騨市内でも家屋の密集した地域が多く、大規模火災時には緊急車両の通り道などの心配は尽きません。また、今回の地震はお正月に起きたため、帰省された方々や観光客という想定外の事態も重なっています。壊滅的な被害を受けた輪島市では避難者の規模が想定を大きく上回り、非常食の備蓄が初日に底をついたと報じられました。こうした事態は飛騨市でも十分起こる可能性はあり、対策は難しくとも想定した対応が求められるのではないのでしょうか。何事も万全とはいきませんが、市民の生命と安全、財産を守ることは政治の一番大切な仕事であり、必要な防災対策を学び取りながら強い飛騨市となっていくことを望みお尋ねいたします。

1つ目は、初動の計画と避難生活の長期化対策についてです。

テレビなどの報道では初動対応が迅速にできなかったことなどが課題とされています。災害発

生の状況の把握に時間がかかること、担当者も被災者であるため人員が不足していることが課題となっているようです。避難者を受け入れる体制や避難所設営にはスピードが求められるため、順次、避難所に受け入れることを優先することでプライバシーのない生活空間ができてしまいます。また、長期化することで担当職員の負担も大きくなることが心配されます。2020年に内閣府が「防災・復興ガイドライン」を作成しており、男女の違いに配慮して、ともに支援の担い手になれることが基本方針とされています。避難所設置での様々な配慮や防犯体制など、現場の担当者や防災ボランティアが混乱しないように、具体的なチェックシートも作られています。市内で災害が起きた場合、避難してくる住民もともに協力できる仕組みが必要になると思いますが、飛騨市では防災士の養成の取り組みも進められているため、比較的連携していると思います。考えをお尋ねいたします。

2つ目は、飛騨市国土強靱化地域計画に基づいた取り組みの進捗状況です。どのようになっているのでしょうか。

「飛騨市国土強靱化地域計画」は令和2年度から令和6年度とあり、本年が最終年度でありますのでお尋ねいたします。「道の駅」が災害時の防災拠点として利用できるよう、防災用備蓄品、防災用トイレ等の設置など、必要により機能を強化する。」とありますが、どのように取り組まれていますか。また、市内の公園施設は地震災害時に避難所、救援活動拠点などの役割を果たす重要な施設であるため、公園施設長寿命化計画に基づき更新、修繕など完成率の指標が出されています。令和元年度の25%から令和6年度には70%の目標とされています。進捗状況をお尋ねいたします。

3つ目は、避難時の持ち出し品についてです。

能登半島地震では飛騨市でも大きく揺れたため、市民も危機管理の意識が強くなったと思います。各家庭に訪問をいたしますと、玄関にリュックサックなどが持ち出せるように用意をしている家庭が増えました。ただ、高齢者や足が不自由な方も多く、いざというときに荷物を持って逃げるのは本当に大変なことだと思います。三重県尾鷲市の自立環境の取り組み先進地域では、避難訓練のたびに高齢者は衣類や備蓄品など私物を持ち込み、長期避難に備えています。飛騨市内でも高齢化が進んでいるため、避難時に慌てないよう、平時に取り組めることを進めておけませんか。お考えをお尋ねいたします。

4つ目は、避難者カードの普及についてです。4年前の初めての一般質問で、避難者カードの普及をお尋ねしました。「全戸配布されていますが、ほとんどの方が認識されていないため、毎年行われる避難訓練で記入したものを持参し内容もその場で更新したり、各地域や行政で保管や管理ができないか。」と提案しましたが、「普及するように呼びかける。」との答弁でした。健康状態や服薬の有無など命に関わるような配慮が必要な情報もあり、円滑な避難所運営に活用できるためとても大切な取り組みだと思いますが4年前と変わっていないのでしょうか。これを踏まえて、今後の取り組みをお尋ねいたします。

5つ目に、女性に配慮した避難スペースの確保についてお尋ねいたします。

令和3年の6月定例会にて、女性や子育て家庭に配慮した避難所の対策を求めました。今回、能登半島地震でも女性の着替えができない、男性の目が気になり下着を干すことができない、授乳スペースがないなど報告されています。そのときの市の答弁では、段ボールの間仕切りに加え、

備蓄コンテナに屋内用テントを配置し補充していく予定であるとのことでしたが、現状をお尋ねいたします。昨日の答弁にもありましたが、各避難所に行き渡っているのかも伺います。災害時に毎回の被害の発生が問題になっているため必要不可欠であり、ほかにもよい取り組みがあれば積極的に取り入れていただきたいと思えます。考えもお尋ねいたします。

次に、冬の避難訓練に対する考えをお尋ねいたします。

災害は季節も時間も関係なく起こります。国が指定した津波避難対策特別強化地域の108市町村を対象に、犠牲者が最も多いのは冬の深夜だと想定されています。能登半島地震では日頃の訓練で被害を軽減できた地域もあったため、厳しい季節でも訓練は必要不可欠と識者が強調されています。冬に訓練を実施しない理由としては、高齢者が多く体調を崩す人が出る。雪で転倒のリスクがあるなどが挙げられています。冬には雪深い飛騨市においても道路の状況や防寒対策など心配事が多いため、冬の避難が難しいことを地域で共有する必要があるのではないのでしょうか。

以上6点をお尋ねいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは防災・減災対策について、通しで答弁いたします。

まず、初動計画等についてです。

突然発生する大規模地震への初動対応には大きく3つの課題があると考えております。第1の課題は職員の参集です。第2の課題は通信・連絡手段の確保、第3の課題は被害情報の収集であると認識しています。

このうち、第1の課題である職員の参集については、災害ごとの職員参集基準を定めて周知徹底するとともに、防災担当各部局では365日、毎日の防災当番を定め、発災時には速やかに参集できるようにしています。この実効性の確認は防災訓練時に点検しているほか、気象警報発表時にも行っております。今回の地震対応においては、発災20分後の16時30分に災害対策本部を設置して活動を開始しており、十分に機能したと思えます。

次いで、第2の課題の通信・連絡手段では、職員間の電話のほか、ロゴチャットという職員間の情報伝達ツールがあり、今回はこれが大いに機能を発揮しました。

第3の課題の被害情報の収集では、各行政区長を通じて市内の被害情報を収集し、おおむね19時頃には市内での被害状況についての確認を終了しました。また、その旨を防災無線により市民に広報するとともに、自主避難者受け入れのための避難所を開設して、自主避難者を受け入れました。このように、今回の震災においては細部にわたる個別の課題は幾つかありましたが、初動対応の計画等には大きな問題はなかったものと認識をしています。

次に、避難生活の長期化への対応については、飛騨市地域防災計画において発災から3日後を目途に、災害時に宿泊施設の供給に関する協定を締結している施設を避難所として避難者を収容するようにしております。また、障害等をお持ちの方に対しては、個別に市指定の福祉避難所等への収容を計画しております。

避難所の開設、運営等においては、避難者自らが協力して国及び県の避難所運営ガイドライン

に定められた避難所運営委員会を設置し、避難所生活を運営することが不可欠です。この中心的役割を果たすため、避難所運営協力防災士制度を今年度創設し、現在では35名の協力防災士が登録されています。この方々には今年度の市防災訓練での避難所開設協力や行政区等の自主防災組織において、区長、区役員を支援する等の活動をしていただいております、今後ますますの活躍を期待しております。

続きまして、飛騨市国土強靱化地域計画の進捗状況についてお答えします。

まず、道の駅の防災拠点としての利用ですが、県との調整により道の駅アルプ飛騨古川は洪水浸水想定区域内であり、道の駅いぶしは周辺地域及び経路が土砂災害警戒区域であるため不適切として除外しています。道の駅宙ドーム神岡は指定避難所に指定し、防災拠点として使用するよう計画しています。ただし、防災備蓄品については保管庫のスペースの問題から、必要分を神岡振興事務所に保管しております。品目としては、アルファ化米、水、毛布、液体ミルク、おかゆ、簡易トイレ、おむつなど66品目を備蓄し、災害時に対応するようにしています。次に、公園施設の長寿命化計画の進捗状況ですが、対象の都市公園26施設のうち、令和5年度末で69%、令和6年度末には72%となる予定であり、計画どおり進捗しています。

続いて、避難時の持ち出し品についてです。

昨年4月、市ではあらゆる災害を網羅した飛騨市防災ハンドブックを市内全戸配布しており、この中で避難所の持ち出し品についても記載しています。避難所はホテルや旅館とは異なり自助が基本であることから、衣類や常備薬など、最低限の持ち出し品を日頃から備える必要があります。高齢者への呼びかけ訓練につきましては、災害時要支援者の名簿に基づき、一人ひとりの個別の避難計画を作成して、区役員や民生委員・児童委員等が共有をしています。また、民生委員・児童委員、福祉委員、区長などで近隣見守りネットワークという組織を構成して、地域で声かけ、安否確認などの住民同士の支え合い、防災士会との協力を進めております。今後もさらに実効性のある訓練の企画など、関係部局及び関係組織等と連携して災害時の高齢者や体の不自由な方の避難対策について取り組みを進めてまいります。

続きまして、避難者カードについてです。

避難者カードは毎年4月に各区長を通じて全戸配布しており、これを契機として防災意識を高揚し出水期前の6月の防災訓練時には、非常持ち出し品とともに避難者カードを携行して訓練に参加するよう、広報ひだ及びチラシ、市公式ホームページ等で呼びかけています。また、区長等には一時避難所の受付において避難者カードの記載内容を点検して、安否や健康状態、既往歴、常備薬など重要な情報を確認した上でカードを返却するよう、区長会等で必ず説明をしてお願いをしています。なお、極めてプライベートな個人情報に記載されているため、確認後は必ずその場で本人に返却するようお願いしています。議員ご指摘のとおり、避難者カードは避難所での受け入れにおいて命に関わる重要な避難者情報を把握する不可欠の手段であるため、引き続き有効活用するよう周知を図ってまいります。

続きまして、女性に配慮した避難スペースの確保についてお答えします。

女性に配慮した避難所運営は、このたびの能登半島地震においても課題として浮かび上がり、避難所運営支援として派遣した飛騨市の職員からも同様な報告を聞いています。市としては、各避難所の備蓄コンテナに屋内用テントを整備しています。現時点で更衣用テントは102張り、1人

用テント20張り、マンホールトイレとしてのテント21張りを備蓄しています。また、発災3日後をめどに宿泊施設供給協定締結施設への収容を計画しており、これにより家族や母子単位での避難が可能になると考えています。そのほかには避難所運営委員会の女性防災士等の参加による女性意見の反映や、女性警察官の巡回など、女性に配慮した避難所運営についてさらに検討を深めています。

最後に、冬の避難訓練についてお答えします。

国が指定した津波避難特別強化地域において冬の深夜に犠牲者が多い最大の理由は、就寝中の深夜は避難行動に時間がかかり、さらに避難のための防寒対策等に時間を要するため津波から逃げ遅れることにあります。幸いにも飛騨市は津波被害を受けることはありませんので、急いで一斉に避難する必要はありません。

一方、リードタイムがなく、発生と同時に被害が起こる地震において最も重要なことは住居の耐震補強であり、耐震性が十分な住居では避難する必要はありません。御存じのとおり、昭和56年6月以降完成の住宅は耐震性が確保され避難の必要性は低く、一方、それ以前に完成した住宅は倒壊する恐れが高いため避難の必要が生じます。現実市内においてもこれらの住居が混在しており、住民の置かれた状況に差があることを考えますと、住民一斉の避難訓練は不要であると認識しています。

さらに、耐震補強のほかに重要なことは暖房器具等による火災防止です。この対策としては、振動に反応して消火する自動消火装置付きの暖房器具を使用することと、初期消火のための家庭用消火器の設置です。市の作成した防災ハンドブックの地震編にも、地震時の火の始末について記載しています。火災予防は極めて重要であるため、関係機関等と連携して火の始末や家庭用消火器の設置等について、引き続き周知してまいります。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○3番（小笠原美保子）

1つずつ確認させてください。避難訓練、普段の訓練が一番物を言うのはもちろん皆さんもご承知だと思うんですけども、私は防災士ですしちょっと心配しているのが、毎年の避難訓練でコロナ禍の後から自宅の垂直避難がほとんどで、住民の方がリュックサックを背負って1つの場所に集まるといのがちょっと減ってきている感覚なんですけども、リュックサックも例えば背負っていらっしゃる人はもうぺちゃんこで何も入ってなかったりという感じの訓練も多かたりするんですけども、各地区で区長とかお役の人たちが決めるんだと思うんですけども、その訓練はこのぐらいはちゃんとしてくださいよとか、垂直避難でいいですよとか、そういう指示を出されているのか教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

垂直避難の話ですが、避難は必ずしなければならないというものではないと認識しております。地震に際しては耐震補強を施し、耐震性十分なご家庭であれば避難する必要は全くないと認識しております。また、洪水あるいは土砂災害のハザードマップの危険地帯に居住していない方は避難する必要は全くないと思います。逆に大雨のときに自宅の外に出るほうが危険であると考えて

います。

このような視点に立ちまして、市としては避難する必要のあるところに居住する方、あるいはご自宅等の耐震性が不十分であったりする方は立ち退いて水平避難、避難所に避難をしてくださいと。一方、避難をする必要がない方は自宅で垂直避難等をしてくださいと。このように徹底しております。この考え方はなかなか伝わらなかったのですが、ここ2年間、各区長、区の方々に徹底をしていまいりました。

また、区長からは必要な人だけ避難するようにしてほしいという意見が強く出ております。例えば杉崎区あるいは袈裟丸区、非常に人口の多い、1,000人規模の人がいます。そこを一斉に避難としても区長、区の役員、もう手一杯で対応し切れません。したがって、避難する必要のある世帯だけ避難するように徹底をしてほしいという要望が強く出ております。こういうことで令和4年から令和5年にかけて市内104区の全区長を対象にアンケートを4回実施しました。その結果、避難の必要な人は立ち退いて水平避難、不要な方は2階に上がったりする垂直避難をするようにという徹底を図っているところです。

○3番（小笠原美保子）

一時避難所というのがうちの近所で見てもそうなんですけども、耐震の問題がすごく心配な避難所が多いと思うのですが、何十年か前に黒内や畦畑が土砂災害でえらい目に遭ったとき、あの方たちが近所の公民館ではやっぱり心もとないので、皆さん街へ降りてきて保健センターとか総合会館で避難していらっしたんですよね。一時避難所って結構近くは近くですけど、ここに避難するならやっぱり家にいたほうが良いという場所も多かったですし、本当に大きな災害があったときにみんながもっとちゃんとした避難所、二次的に避難する場所へ詰めかけたらいっぱいになるような気がするのですが、そういったときは長期の3日を待たずにどこかへ振り分けたりとかされるんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず一時避難所等の公共的施設の耐震強化につきましては、毎年度、各区長からの市への要望の中で選定をするようにしております。それぞれ区のお考えがありますので市として一律にこうということは申し上げることはできません。

次に、発災3日をめどに広域避難、あるいは宿泊協定施設にという話ですが、御存じかと思いますが発災3日ってものすごく大変な状況で、大きな災害になればなるほど被害状況が分からないという状況です。こういう意味でいきなりその日から宿泊施設に移るとかそういうことはまず物理的に無理だと思います。宿泊施設に移るにしても、そのインフラが生きているか、電気が使えるか、水が使えるか、トイレが使えるか、そういう確認が全部終わった上で割り振りをしていくということになりますと、3日をめどにというのも相当ハードルの高い課題かなという認識はあります。そういう意味では1日、2日では無理です。こういう答えでよろしいでしょうか。

○3番（小笠原美保子）

いざ本当にそんなところに逃げていかなければいけないような災害が起きたときはくちやくちやで、2日とか3日とか言っていられないと思います。今防災士もかなり充実してきていると

思いますし、そこら辺のところを慌てないように連携してやっていけるといいなと思っています。

公園のことでちょっとお尋ねしたいんですけども、26施設が令和6年度末には72%完了するというお話だったんですが、そこら辺の公園を見ていると何がどういふふうに変っているのかちょっと分からないんですけども、どういふことを修繕したり、避難のときに役立たせるようなにしているのか教えてもらえますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

長寿命化の中身の詳しいことについてはお答えできないのですが、まず市として計画しているのは古川地区におきまして13か所、神岡地区で13か所。災害時直接役に立つという話に必ずしも直結するわけではないのですが、トイレが壊れないように耐震補強したりとか、遊具を危なくないように補強するとか、そういうような中身になります。ただ、その全てにわたっての細部、どういふふうに補強しているかというところまでは把握しておりませんので、お答えできるのはここまでというところになります。

□基盤整備部長（森英樹）

公園の長寿命化は、主なものは遊具が中心になるのですが、遊具だけではなくて公園に附属する園路だとか防護柵、そういった施設についても長寿命化の対象となっております、公園にある全ての施設で老朽化したものが対象となっております。

○3番（小笠原美保子）

私も犬を飼っているので、避難するときはきっと公園か車中泊だなと思っているのでニーズはとてもあると思います。ご近所を見ても犬や猫を飼っている方はわんさかいらっしゃいますので、そういうふうに予定している方もいらっしゃるかなと思います。

高齢者の荷物を事前に持って行ったらどうだという話をさせていただいたんですが、見守りの方とか、その個別の計画は分かるんですけども、例えばちょっと孤立しそうな集落であったり、道が心配な集落であったり、避難所へ行くのに大変な方たちが、幾らその見守りの方とか福祉の方がいらっしゃっても、果たして玄関に置いてある大きなリュックサックを抱えて行けるのかと見ていて心配でしたので、事前に置けるように計画できないかお尋ねしたんですけども、その辺についてもう一度。どうお考えですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず避難のときに必要なものの中で、区の一時避難所等で使うための備蓄品についてはあらかじめ区長等を通じてお渡ししています。それ以外の例えば常備薬ですとか、個人としてどうしても必要なものだけを選んで、あとは区長にお願いして備蓄品から優先して回していただくような話をするのは、十分、区の中でのお話で可能だと思います。そういう見守りも含めて区の役員の皆さんにお願いをしているところです。

また、孤立の話がされましたが、市内で孤立予想集落は46か所あります。そこにつきまして全て避難施設ですね、公民館、集会所、寺院等を指定して一時避難所とするようにしています。当

然そこには備蓄品として事前にお渡ししているのです、それらを使って救援が来るまでしのいでいただく。このように考えております。

○3番（小笠原美保子）

あと女性用の授乳だったり、そこら辺が心配なのですが、テントがあるテントがあるっておっしゃるんですが、私、備蓄庫を見てみると1か所に6張り置いてあるのを確認したんですけども、あのテントを使うのが、例えば訓練のときだと具合の悪い方を優先的に入れて使用することが多いのですが、決して女性専用ではないと思うんですけども、お着替えだったり洗濯物を干すなんて言うともた大きな話になるので今しても仕方がないと思いますけども、着替えと授乳ですよ。そこら辺のところ、あのテントの数で足りるのかなというのが心配です。

私何でこれをすごく言うかということ、いつまでたってもなくなる被害ですし、ただでも災害に遭ってえらい目に遭っているのに、今の能登半島地震でも発災してから3日か4日ぐらいで性的被害に遭って、犯人が逮捕されたというのをニュースで見ましたので、本当に話をしている煮えくり返ってくるんですけど、もうこれは備え過ぎても備え過ぎることはないと思っています。前に伺ったときは女性の職員に笛も持たせるということをやったのですが、そこら辺のところと合わせてもう一回お考えを聞かせてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず避難所に備蓄しているテントについては、それぞれの避難所に行き渡るように配置をしております。ただ、6張りですりかたかと申しますと必ずしも十分ではないと思います。その場合はほかからの運用でありますとか、あるいは避難所の中でのゾーニング、譲り合い、こういうものが極めて重要になってくると思います。そういう意味で今の備蓄は必要最低限であると認識はしています。一方でテントのようなでかいものを備蓄する倉庫も非常に限られるし、予算についても無尽蔵にあるわけではありません。これらを総合的に勘案して今の備蓄に至っているところで、そのほかにもマンホールトイレを増やしていただきたいとかいろいろ要望はあるのですが、保管もあり予算の制約もあるという中で準備をしていると。こういうところを理解いただきたいと思っております。

○3番（小笠原美保子）

幸いにも防災士の女性も増えてきていますし、そこら辺のところをみんなで共有していろいろな手だてができるようになるといいなと思っています。1つずつ聞いていくと本当にきりがありませんけども、起きてしまってからああすればよかった、こうすればよかったというのがほとんどだと思います。万全というわけにはいかないと思いますけども、皆様が安心して暮らしていただけますように願って、次の質問に移らせていただきます。

次の質問です。個人情報の保護についてお尋ねいたします。

月間利用者が9,600万人を超え、日本人口の約7割が利用していると言われるLINEアプリは、今やなくてはならないものとなっていますが、個人情報の流出が相次ぎ、3月5日にはLINEヤフーへ行政指導が行われました。2021年に中国から利用者の個人情報が閲覧可能だったことが発覚し大問題となり、総務省から行政指導を受けましたが、その後も問題は後を絶ちません。

2023年11月には44万件の個人情報がサイバー攻撃で流出したと発表しましたが、今年2月には、実は51万件であった可能性を発表しました。しかし、LINEヤフーより具体的な説明や対策の発表はなく、総務省より行政指導が実際に行われたことは皆様もご承知のことと思います。

LINEアプリは外国のサイバー攻撃ばかりではなく、個人でも詳しい方であれば簡単にアカウントを乗っ取り成り済ましができることも指摘されています。LINEを導入している自治体も多く、飛騨市においても住民が利用できるアカウントが開設されているため、情報管理についての考えをお尋ねいたします。

まず、LINEアプリの利用についてです。

昨年にLINEアプリ利用者の個人情報が流出したと報じられましたが、飛騨市では問い合わせをするなど確認をされたのでしょうか。自治体には情報管理の委託先の監督は法律などで義務づけられていますが、ほとんど守られていないことが多く、個人情報の管理の取り扱いが心配されています。今後もLINEに限らず情報の流出が起こり得ることであるため、対応をお尋ねいたします。

次に、情報の取り扱いについてです。

政府は2021年、LINEに関するガイドラインをまとめています。ガイドラインでは機密情報をLINEのサービス上に残さないように指導されています。飛騨市での利用は主に広報業務だと思いますが、相談業務や問い合わせの対応、業務内容を伴う職員間の連絡などは機密情報とされており、トーク内容がサーバーに保存されるのを防いでいるのか、どのように取り組まれているのかを併せてお尋ねいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

1点目と2点目、関連がございますので一括してお答えいたします。

LINEにつきましては市でも情報発信ツールの1つとして利用しておりますが、市の公式アカウント上では、基本的に利用者との双方向の情報交換は行っておらず、市からの一方的な情報発信のみを行っております。また、利用者が個人情報を入力してしまう恐れのあるものについては、LINE上ではなくAIチャットボットなど、別のサービス上で動作するようにしており、併せて、仮に個人情報を含む入力を行ってしまったとしても、個人情報に類似するデータを残さない仕様としていることから個人情報が流出する可能性は低いものと考えております。

一方で、職員に対しては以前より業務連絡にLINEを用いることのないよう、セキュリティ研修等において徹底するとともに、セキュリティレベルの高い自治体専用のビジネスチャットや専用の汎用電子申請ツールを導入しているところです。

ご質問の情報管理の委託先の監督は、個人情報を取り扱う業務を外部業者に委託する場合に適用されるものですが、今ほど申し上げましたとおり、市の公式アカウントにおいては個人情報の取り扱いを行っていないため、監督や問い合わせは行っておりません。しかしながら、議員ご指摘のとおりLINEは過去に情報流出を起こしているツールであることや、他のSNSの利用も庁内で盛んになっていることを踏まえ、SNS利用ガイドラインを3月末に改正する予定として

おります。これは市がSNSを利用した情報発信を行う上で発生し得るリスクを正しく理解し、安全な公式アカウント運用とSNSサービスの利用を目指すものとなっており、今後はこのガイドラインを遵守した上での利用を徹底してまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○3番（小笠原美保子）

LINEに関しては広報目的で使っていらっしゃるとのことによかったのですが、SNSもいろいろ使っていらっしゃると思いますし、何度も言っていますが、マイナンバーなど個人情報の管理が必要な業務って結構委託をされていると思うのですが、LINEに限らないのですが、今みたいに情報が流出して飛騨市でも使っているというものの場合、ちゃんと確認というのはされているんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

先ほど申しましたとおり、飛騨市が外部のアプリで使っているものにつきましては、国に準ずる認証機関をしっかりと受けたもののアプリを使っております。ですから今のところそういった形での情報の流出等々はありませんので、今のところ確認のほうは行ってないところです。

○3番（小笠原美保子）

国の指定なら余計に狙われると思って心配なんですけども、個人情報って、結構私市民の方とお話をしてちょっと不思議な感覚があるのですが、例えば普通にお名前とか住所とか電話番号という個人情報だからと言ってすごく心配される方が多いのですが、今のお話みたいにSNSであるとかマイナンバーカードとか、そういったところのほうによっぽど怖いものがひもづけされていると思うのに割と無防備なんですよね。LINEに至っては、知り合いの方で何人も知らないうちに乗っ取りをされていて、私じゃないから連絡が来ても無視してねというのがあるんですが、どういう仕組みでそんな簡単にできるのか私にはちょっと分かりませんが、そういうのを見るたびにちょっと心配だなとは思っています。何しろこういった行政の方たちはあり得るというか狙われやすいと私は思っていますので、何と言っても市民の皆様の情報が全部ある場所ですし、いろいろなところを気をつけていただきたいなと思っています。

やり取りでもそういった電話は使ってないということですね。LINEアプリとかSNSで職員同士のやり取りはしてないということによかったですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

LINE電話とかメッセージ、そういったものの電話等は使っていません。

○3番（小笠原美保子）

今後も使わないようにお願いします。本当に国内で漏れるだけではなくて安全保障上に懸念されているお国に流れてしまうことが多いので、そこはちょっと慎重になっていただきたいし、市民の安全のためにも取り組みをしていただきたいとも思っています。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。

〔3番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で3番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は3月21日、午前10時からとします。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時38分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

井端 浩二

飛騨市議会議員（10番）

住田 清美

飛騨市議会議員（11番）

前川 文博